Q57 海外の仕入先を見つけるには どのような方法がありますか。

A57

輸入事業を成功させる上で、競争力のある魅力的な商品を仕入れることができるかどうかはたいへん重要なポイントです。情報が溢れている現代社会においては、海外の取引先を探すにもさまざまな方法が考えられますが、小規模の輸入ビジネスの場合は以下のような方法を利用して仕入先を探していくことも有効です。

仕入れ先発掘方法	特徴
海外・国内での展示会・見本市	＊ 手軽な方法として国内見本市・展示会を訪れて出展している海外企業から商品を探す方法がある。 ＊ 海外では日本以上にさまざまな専門見本市・展示会（インテリア、雑貨、食品など）が開催されており、世界のトレンド情報も収集できる。 海外の見本市・展示会はその場で商談を行う場となる。
在日大使館、州政府事務所、各国貿易機関	＊ 在日大使館の商務部や各国貿易機関等では、現地で開催される展示会の情報、現地マーケット情報や対日輸出に関心がある現地企業の情報をホームページなどで提供している場合もある。
インターネットで検索	＊ インターネットの検索ポータルサイトや企業ダイレクトリーを使用して、卸売（Wholesale）する会社のサイトを検索する。
現地買付け	＊ 実際に現地に行き、店舗やアウトレット、製造業者などを訪ねて商品を発掘する。
国内貿易機関	＊ ジェトロ（日本貿易振興機構）では、ホームページ上で企業マッチングシステムである「TTPP」による引き合い情報、「J-messe」による国内・海外の展示会情報のほか、各国の貿易投資情報等の様々な情報を提供している。

関連情報

㈶ミプロ（海外の卸売検索サイト）…… http://www.mipro.or.jp/import/valuable/wholesaling/
独立行政法人 日本貿易振興機構
（ジェトロ）（J-messe）…… http://www.jetro.go.jp/j-messe/
（TTPP 企業マッチングシステム）…… http://www.jetro.go.jp/ttppoas/ibsc/indexj.html

Q58 海外や国内の展示会・見本市で仕入先を探す際の留意点について教えてください。

A58

仕入先の探し方

小口輸入を行うにあたっては、以下のような流れでビジネスを進める場合が多いのですが、仕入先を見つけることは大変重要なポイントとなります。

① 海外市場のマーケティング（市場・商品探索）
② 取引相手の選定
③ 商品による日本の法的規制の確認（輸入時・販売時）
④ 買い付け商品の確定と発注
⑤ 代金決済（前払いまたはクレジットカード決済）
⑥ 輸送・保険の手配（国際郵便小包、国際宅配便、海・空輸送）
⑦ 海・空輸送は通関手続きに通関業者を選定・依頼
⑧ 通関済み貨物の引取り
⑨ 国内法による品質表示と取扱説明（品質維持とPL）
⑩ 国内マーケティング（販売活動）

展示会は発注の場

日本の展示会は一般的に名刺交換・情報収集の場ですが、海外の展示会ではバイヤーが商品を選択し発注する場となっています。欧米の厳しい買い取り制度の世界といえるでしょう。最も重要な点は取引相手の選定です。専門性とプロ意識の高い誠実な業者を見つけることが成功のカギになります。

海外買い付け戦略で大切なことは方向性をはっきりしておくことです。商品を優先するか、取引先の対応を優先するか、非常に大切なポイントといえるでしょう。

発注の手順

商品、数量、決済方法、輸送方法が確定すると、欧米の見本市では出展者がセールスノート（注文請書）を作成します。セールスノートはコピーを受け取って、出展者の名刺やカタログと一緒に保管しておきます。注文と同時に、決済や輸送方法等の出荷指示をしますので、商品の送り先、連絡先、輸送方法、輸送会社名、決済方法を書いた出荷指示書も作成することをお勧めします。また、展示会場内は「写真撮影禁止」です。カメラの持ち込みを禁止している場合もありますのでご注意ください。

海外見本市での買付けについては、当協会発行の『海外見本市視察・買付けQ&A』を参考にしてください。

Q59 大使館や貿易機関を利用して仕入先の情報を収集するにはどのようにしたらよいですか。

A59

大使館や州政府事務所

取引したい国や地域が決定していれば、現地の経済政策や貿易に関わりのある省庁や大使館、商務部の日本向けホームページを閲覧してみましょう。オーストラリアであれば、オーストラリア貿易促進庁のホームページではさまざまな引き合い情報やオーストラリア製品の情報をご覧いただくことが可能です。タイ大使館では、福岡に貿易センターを設置しており、タイ国内で開催される展示会情報はもちろんのこと、タイの輸出業者リスト、輸出統計、輸出に関する規制、生産状況、商品開発などの情報をトータルに提供しています。米国大使館商務部でも、ホームページで引き合いや展示会情報等を調べることができます。

大使館だけではなく、各国の政府機関や貿易振興機関、国際機関でもビジネスサイトを運営しています。国際機関である日本アセアンセンターでは、アセアン各国の輸出業者を含めた貿易や投資に関しての情報を数多く提供しています。また、大韓貿易投資振興公社（KOTRA）では「BUY KOREA」http://www.buykorea.orgというデータベースを掲載しています。仕入先情報とともに、現地の情報を幅広く収集してみてください。

情報収集の必要性

各国大使館や貿易機関ではメールマガジンの配信を行っているサイトが多数あります。興味のある、あるいは仕入先として想定している国々のメールマガジンを受信することで、展示会情報、引き合い情報、各国マーケット情報等を受け取ることができ、こまめな情報収集にたいへん有効です。

関連情報

オーストラリア貿易促進庁……http://austrade.or.jp/
タイ国政府貿易センター……http://japan.thaitrade.com/
米国大使館商務部……http://www.buyusa.gov/japan/ja/
日本アセアンセンター……http://www.asean.or.jp/ja/
大韓貿易投資振興公社（KOTRA）……http://www.kotra.or.jp/

Q60 インターネットで仕入先の情報を検索、入手する方法を教えてください。

A60

検索サイト

Yahoo、Google等の検索エンジンを使い、英語もしくは現地語により取り扱いたい商品のキーワードを複数入力して検索することをお勧めします。Yahooであれば、現地エンジンからキーワード検索をすることができます。卸売を探しているのであれば、“wholesale”と付け加えて検索すればより有効です。

一般的検索サイトのほかに、卸売に特化した卸売企業検索サイトの活用もお勧めします。検索エンジンで“wholesale”のキーワード検索をすると、個別の企業だけでなく、卸売企業検索サイトもヒットしますので、各サイトへアクセスし、お探しのジャンルや商品でより詳しい企業情報や、企業のホームページを発掘してください。

企業ダイレクトリー

企業ダイレクトリーのサイトでは、製品名や企業名での検索が可能です。世界最大規模の「Kompass」や、米国企業を中心とした「Thomas.net」、ヨーロッパ企業を中心とした「Europages.com」などさまざまなサイトがあります。各国の政府機関や在日大使館のホームページに掲載されているリンク集などの企業ダイレクトリーや、現地の商工会議所・業界団体の情報等も役立ちます。

多種な方法で検索できるインターネット情報ですが、注意が必要なのは検索でヒットした企業がすべて日本向けに輸出するかというと、そうではないという点です。相手の会社が自国内あるいは自地域内の販売のみを考えている場合もあるでしょう。また、取引に際しては、探し出した会社の信頼性がどうであるかという点にも注意が必要です。

関連情報

Kompass……http://www.kompass-usa.com/
Thomas.Net……http://www.thomasnet.com/
Europages.com……http://www.europages.com/

Q61 会社の信用度はどのように調査すればよいですか。

A61

海外企業の信用調査

世界の企業をカバーする信用調査会社には、米国を拠点とするダン・アンド・ブラッドストリート社（The Dun& Bradstreet Corp.）、欧州を拠点とするコファス・サービス（貿易保険会社、Kompassの親会社）などがあります。

両者とも調査報告内容は業種、役員名、設立時期、正味資産、従業員数、総合信用度の評価などに加え、会社の沿革、財務内容、事業内容、支払状況、銀行取引の項目など多岐にわたっています。報告書は原則英語です。コファス・サービスでは和訳もあります。

ダン・アンド・ブラッドストリート社は㈱東京商工リサーチが販売代理店となっており、コファスはコファス・サービス・ジャパンがあります。詳細は各社にお問い合わせください。

この他、各国に信用調査会社があります。上記２社も、各国の有力信用調査会社との提携でサービスを提供しています。各社の調査サービス内容や費用を吟味して依頼するとよいでしょう。

関連情報

㈱東京商工リサーチ……http://www.tsr-net.co.jp/
コファスサービス……http://www.cofaceservices.jp/

Q62 インターネット上のマッチング・システムについて教えてください。

A62

さまざまなマッチング・サイト

商品を供給する側と商品を購買する側を効率よく結びつける方法として、インターネット上には取引マッチング・システムが数多く存在しています。国内企業同士の結びつけをするサイトだけでなくグローバルな市場から自社のニーズにあった商品の供給先（仕入先）を探す（マッチング）システムのサイトも運営されていますので、仕入先を発掘する一つの方法として利用してみることをお勧めします。

海外仕入先とのマッチング・システムとして公的機関が運営するものは、たとえば、ジェトロ（日本貿易振興機構）の運営する「TTPP」システムがあります。「TTPP」システムは、海外や日本の企業が登録した約30,000件の「商品・部品の輸出入」、「業務提携」、「技術交流」などの幅広い分野のビジネス案件を無料で検索、閲覧することができます。

マッチング・システム利用の注意

公的機関が運営するものでも、法人の運営するものでも、いくつかのサイトに仕入先を探すためにユーザー登録すると、海外の企業からさまざまな引き合い情報が送付されてくるでしょう。しかし、コンタクトしてきた企業が必ずしも信頼できるわけではありません。引き合いを打診してきた企業の資本金、従業員数、所在地等の基本的な企業情報をKompassやThomas Netなどの企業ダイレクトリーで検索し、さらに相手のホームページにもアクセスしてみることは重要です。また、相手とのメールなどのやり取りを通じて、信頼性を見極めてから、取引きを開始するのがよいでしょう。

関連情報

日本貿易振興機構（TTPP）……http://www.jetro.go.jp/ttppoas/ibsc/indexj.html
Kompass……http://www.kompass-usa.com/
Thomas Net……http://www.thomasnet.com/

Q63 CIFやFOBなどの貿易条件とはどのようなものですか。

A63

国際取引においては、各国や各地域などにより貿易条件に違いが生じ、紛争になる場合もあります。このような背景を踏まえて、国際商工会議所（ICC）が貿易条件の解釈に関しての国際的な統一規則としてインコタームズ（Incoterms）を制定しました。最新のインコタームズ2010規則によると、売手と買手の義務を次のように分類しています。

いかなる単数または複数の輸送手段にも適した規則

EXW	EX WORKS	工場渡
FCA	FREE CARRIER	運送人渡
CPT	CARRIAGE PAID TO	輸送費込
CIP	CARRIAGE AND INSURANCE PAID TO	輸送費保険料込
DAT	DELIVERD AT TERMINAL	ターミナル持込渡
DAP	DELIVERED AT PLACE	仕向地持込渡
DDP	DELIVERED DUTY PAID	関税込持込渡

海上および内陸水路輸送のための規則

FAS	FREE ALONGSIDE SHIP	船側渡
FOB	FREE ON BOARED	本船渡
CFR	COST AND FREIGHT	運賃込
CIF	COST INSURANCE AND FREIGHT	運賃保険料込

FOBとは

取引条件で建値がFOB（Free On Board）の場合、海外の売り手は輸出通関終了後の貨物を輸送手段（本船上）に積込むまでの費用を負担するのが業務範囲です（売主提示価格にはここまでの費用が含まれています）。買主は、その後の貨物到着までの輸送費用、輸送保険等の諸費用を負担します。

輸送手段の決定

取引条件がFOBの場合、買主はどのような輸送手段を選択するかを決定し、売主に指示する必要があります。インコタームズでは、買主が売主に輸送会社を指定して売主が出荷することになっています。

輸送手段決定にあたり、考慮すべき点は貨物の数量、重量、容積及び商品の緊急度などです。国際小包郵便は運賃着払いでは送付できないので、その他の方法として、①国際宅配便、②航空混載輸送、③海上混載輸送のうちから、いずれかを選択して売主に連絡し、出荷してもらいます。出荷終了次第、利用した業者名（特定の業者を買主から指定してもよい）、船荷証券（B/L）あるいは航空運送状（AWB）とInvoiceのコピーを入手して貨物の到着に備えてください。船荷証券は原本が必要です。

上記の輸送方法のうち、①国際宅配便は、輸出入通関手続きも含めてドア・ツー・ドアの一貫輸送サービスですが、②と③は輸送だけのサービスなので、輸入通関手続きや国内配達を別途通関業者に依頼し、売主より入手した貨物情報を渡し、手続きを進める必要があります。輸送保険の付保は、①では国際宅配便業者との特約により付保が可能です。②と③の場合、通常保険会社に貨物保険を付保しますが、利用するフォワーダーに業務を依頼する時に申し出れば、手配をしてくれる場合もあります。

関連情報

国際商業会議所日本委員会（ICC）……http://www.iccjapan.org/

Q64 海外の仕入先から TAX ID Number を要求されましたが、どのような意味ですか。

A64

TAX ID Numberとは

TAX ID Numberとは、米国内で消費者へ小売し、徴収した州税を納付する際に納付書に記入する納税者番号です。日本の輸入者は米国内で再販行為を行いませんので、TAX ID Numberは所持しておらず、関係ありません。Resell number、Resale numberともいわれます。「TAX ID Numberはあるか」と聞かれた場合は、「ノー」と答えてください。

輸出の場合

輸出形態には次の２種類があります。

① 製造業者（メーカー）が外国へ直接積出しする直接輸出
② その国で既に流通している物品を輸出に振替える間接輸出

ご質問のケースは②に該当すると思われます。②に示された間接輸出の場合はResellナンバーを要求するか、あるいは州税（State Tax）込みで販売するかのどちらかを選択することになるからです。Resellナンバーのない人へは売らない場合もあります。

還付手続きは複雑

直接輸出の場合は正規の手続きにより、州税は免税になります。間接輸出の場合はいったん支払った州税の還付を受けることになります。還付の手続きは複雑で、事業者が手続きを回避する傾向が非常に強いため、実際にはなかなか実行されません。免税店や通販業者のように免税許可をとらない限り、一般の小売店は州税込みで輸出することになります。

このような間接税の名称は各国、各地域によって異なり、日本は消費税、米国は州税（State Tax）、EUでは付加価値税（VAT）と呼んでいます。いずれもその国の国内法によるものです。国内法は海外取引にはその効力が及ばないため、輸出の場合は免税になります。

Q65 独占輸入販売契約を結びたい場合、どのようにすればよいですか。

A65

独占権（一手販売権）の下での輸入販売とは、日本国内の輸入業者や販売業者が海外のメーカーから一手輸入権、または国内一手販売権を得る契約をして、商品を輸入販売することをいいます。このように取引上の独占権をメーカーから与えられた業者は、一般的に総輸入元あるいは総輸入販売店（Sole Distributor）といわれています。

メリット

総輸入販売は、契約上では本人対本人の関係にあり、輸入した商品の所有権は本人から本人へと移転します。製品は、メーカーと輸入者の間で、「売り切り・買い切り」の形で取引され、メーカーから国内販売価格については一切制約を受けません。輸入者は、自由に販売価格を設定することができます。

そして、一手販売権という特権を得ると、この輸入取引は輸入者以外の第三者とは行われない旨がメーカーによって確約されますので、輸入者は市場での独占的ポジションを確立することができます。独占的ポジションは同一メーカーの製品を同じ市場で輸入販売する競争相手を排除し、独占的な販売活動を可能とします。その結果、販売の利潤の保証を得られるため、多くの輸入業者は独占輸入販売契約を結ぶことを望んでいます。

契約にあっての注意点

多くの独占輸入販売契約書には、通常、下記の項目が規定されていますので、輸入者が契約締結を行う際には、商品の現状や将来性も考慮して十分な検討が必要です。

1．契約期間が明確に記され、更新・終了条件も規定される。
2．取扱商品が規定され、他社の競合品の取り扱いは禁止される。
3．販売活動の地域が指定される。
4．受渡し条件や支払方法が決められている。
5．販売額割り当てや在庫保有額の決定、アフターサービス実施や宣伝広告費の負担等の義務がある。

Q66 小口輸入のような小規模取引においても契約書は必要ですか。

A66

契約書とは

本来契約書は、契約当事者双方の意図を正確、明確に記録して、当事者間の誤解や紛争を未然に防ぎ、契約締結時の両者の目的どおりに契約が履行されることを目的に作成します。したがって、せっかく契約書を作成しても、重要な契約条件が脱落していたり、複数の解釈ができるような曖昧な表現で書かれていたりすると、契約書の本来の目的を果たすことができません。

実務面では、契約書の第一の役割は、契約の存在とその内容を証明して紛争を防止することにあります。そして万一当事者間で紛争になった場合は、その契約書を切り札に相手方と交渉を行い、履行を求めるツールとするのが第二の役割です。これが契約当事者双方にとって期待される契約書の最も重要な役割です。

小口輸入の時の契約

小口輸入も海外との取引ですので、当事者間の誤解や紛争を避けるためにも契約書は必要です。貿易取引ではさまざまな種類の契約書が存在しますが、最も一般的なものは売買契約書です。さまざまな呼び方がありますが、Sales ContractあるいはPurchase Orderなどが多く使用されています。また、この契約書に使用する正式言語は、取引する両国で通用する英語が一般的です。契約書は下記のような条項で構成されています。

買主の氏名・連絡先
売主の氏名・連絡先
注文の内容（商品番号、商品名、サイズ・色などの明細、単価、数量、金額）
輸送方法、出荷時期、送料、保険料、決済方法
契約書番号
契約日
不良品や欠品の場合の処理方法なども、事前に決めておくと良いでしょう。

また、海外のウェブ・ショップで注文をする場合は、注文のサイトに上記の内容に加えて細かい条項が記載されています。これは契約書とはいえませんが、記載されている内容を承諾した上で注文をすることになりますので、契約と同様の効力があります。したがって、内容をよく読み、把握した上で注文することが大切です。

Q67 到着した商品に不良品や欠品があった場合、どのようにすればよいですか。

A67

クレームの種類

輸入した貨物に損害が発生した場合には、そのクレームの責任の所在により、申し立て先が異なります。

① 運送クレーム
② 保険クレーム
③ 貿易クレーム

輸送途上で損害が発生した場合には、輸送会社に責任があるとみなしますので、申し立ては輸送会社に対し行います。ただし、輸送保険でカバーできる場合はいったん保険会社に対して保険請求をします。

保険でカバーできないような商品の破損や欠品など違約品については、輸出者に対してまずクレームを申し立て、早急に代替品を発送してもらうか、代金を返金してもらうかの対応を要求します。

契約書の必要性

輸出者である海外の業者とのトラブルを避けるためにも、取引を開始する前に契約条項を互いに確認し、文書化しておくことが非常に重要です。商品の破損、欠品などの事態が起きた時に、受け取った商品をどのように処理するかをあらかじめ取り決めておくことも必要です。例えば、クレーム品を返品するのか、その場合の返品費用をどちらが負担するのか、また、返品でなく返金とするのか。損傷商品については値引きしてもらうのか、次回取引で精算するのか等、事前に輸入者と輸出者の双方で取り決めておくことは、海外の事業者と取引する上で欠かせない要件です。

Q68 海外の仕入先とネット上で取引を行う場合の注意点を教えてください。

A68

卸売会社のホームページ

海外の会社のホームページにアクセスし、ネット上から発注する方法はたいへん迅速かつ簡便なやり方なので、大いに利用したいものです。ただし、簡便であるだけに注意すべき点がいくつかあります。

まず、相手の会社のホームページを見る時には下記のことを確認してください。

① 仕入先の所在地、電話番号、FAX番号、E-mail
② 最小注文数量（Minimum Order）
③ 決済方法（Payment Method）
④ 決済の際のセキュリティ
⑤ 輸送方法
⑥ 返品、欠品などの取引条件（Terms & Condition）

特に、決済方法と輸送方法は必ず確認し、不明であればE-mailで問い合わせてみることをお勧めします。できれば、返品や欠品の規程等の取引条件も明確に把握しておきましょう。

発注

発注の際には、各社専用の注文フォームが用意されていることが多く、空欄に必要事項を埋めていけば、簡単に注文することができます。しかし、会社によっては、注文者の国を入れる欄が存在せず、自国の州のみしか選択できない、あるいは、国の欄で選択できるのが、たとえば“USA”か“CANADA”のみ、等の事が起きる場合もあります。このような場合、仕入先の会社が想定している取引相手は自国内のみ、あるいは北米地域のみであるかもしれません。しかし想定国以外にも輸出を行う可能性もありますので、E-mail等で日本向けに輸出を行うかどうか問い合わせてみるとよいでしょう。

注文フォームにカード情報を記入する際には、セキュリティがかかっているかどうかを必ずご確認ください。

Q69 通関手続きの方法は、輸送方法によって異なるのでしょうか。

A69

通関の方法は、下記の通り選択する輸送手段によって異なります。

輸送方法	概要	通関手続き
国際郵便	重量は概ね30kgまで。 万国郵便条約等で規制されている危険物等は不可。 Door to Door輸送。	課税価格が20万円以下の荷物については、郵便事業株式会社通関交換支店で通関手続きが行われ、税金を納付する必要がないものはそのまま配送される。納付する必要があるものは配送時に関税・消費税を納付して受領する。 20万円を超えた荷物については、通常の荷主による輸入申告手続きが必要になる。ただし、手続きは郵便事業株式会社を含む通関業者に代行を依頼することができる。通関手続きのため、税関告知書とは別途にインボイスを荷物の発送人に作成してもらい、荷物に添付して送ってもらうことが肝要である。
国際宅配便	重量は概ね数百kgまで。 （業者により異なる） 危険物のほか、貴重品、動植物等、取扱わない品目がある。 Door to Door輸送。	荷物は直接配達される。税金は国際宅配便会社が立替払いをしているので、宅配便会社へ支払う。（振り込み払い等）
貨物便	重量、容積の制限はない。 基本的に空港、海港間の輸送。	通関業者に通関業務等を依頼すると通関料が発生する。申告価格が、201,000円以上なら11,800円、201,000円未満なら8,600円の通関料となる。 また荷物の店舗等への配送は、国内の輸送業者に依頼する必要がある。

Q70 現地で買付けた商品の輸送方法について、輸送コストを考えるとどのような方法がよいか教えてください。

A70

輸送コストとは

輸送コスト（物流費）を算出するためには、送付しようとする商品をどのような外装の梱包とするか、梱包すると何個口になるか、一つ一つの梱包の重量、容積（縦×横×高さの寸法）の情報が常に必要です。さらに、輸送方法によって、個々の梱包の重量、大きさに制限がありますので、その制限内に収めなくてはなりません。また、国際輸送費用の他、通関の手続き費用、国内配送費用等輸入者の手元に商品が到着するまでの総費用で、いずれの方法が有利になるかを考える必要があります。

国際郵便小包

国により違いがありますが、現地で買付けた荷物が１梱包あたり20kgあるいは30kgであれば、国際郵便小包で送ることが可能です。航空便を前提にしますと、通常、①航空小包郵便と、②国際スピード郵便（EMS＝Express Mail Service）が利用できます。いずれも日本に到着後、郵便事業株式会社通関交換支店で個装ごとに通関手続き後、配送されます。

課税価格が20万円以下の荷物については、郵便事業株式会社通関交換支店で通関手続きが行われ、税金を納付する必要がないものはそのまま配送され、納付する必要があるものは配送時に関税・消費税を納付して受領します。

20万円を超えた荷物については、通常の荷主による輸入申告手続きが必要になります。ただし、手続きは郵便事業株式会社を含む通関業者に代行を依頼することができます。通関手続きのため、税関告知書とは別途にインボイスを荷物の発送人に作成してもらい、荷物に添付して送ってもらうことが肝要です。

国際宅配便

国際宅配便では、輸送費は単なる重量だけではなく、荷物が容量勝ち（例えば羽毛等のとても軽い荷物の場合）の時には、一定の係数を用い容積を重量換算し、どちらか大きい方で輸送費が算出されます。荷物が日本に到着後、業者が自動的に通常の通関手続きをします。この際、インボイスが必要になります。荷物を現地で業者に発送依頼する時に、あらかじめ作成したインボイスも一緒にお渡しください。通関に必要な関税等の支払いが発生した時には、業者が立替え、配送時に請求されます。

国際宅配便は、FedEx、DHL、UPSなどの大手の業者がありますが、買付けに行った国にこれらの業者の支店等があれば、買付けた荷物を持ち込んで、日本向けに送付してもらうことは可能です。また、日本の大手輸送業者で国際宅配便のシステムを持っている会社で現地に支店があれば、利便性や信頼性の面から活用されるのがよいでしょう。

携帯品

携帯品として持ち帰る場合、荷物の重量が航空会社の無料引き受け範囲内であれば、輸送費はゼロになります。許容重量を超えた部分は、手数料が徴収される場合があります。ただし、携帯品とはいえ、販売のために持ち帰った商品なので、通常の業務通関手続きを空港でする必要があります。このため、インボイス等の商品明細書をあらかじめ作成しておくことをお勧めします。

現地の輸送事情

買付けに行った地域に、利用できる国際宅配便会社の支店がない、日本向けの輸送コストが高いなどの場合があります。家具や雑貨などの腐敗しない商品で、納期までに時間的余裕がある場合には、混載貨物（LCL）を利用して荷物を輸送することも考えられます。

輸送コストがどの位かかるか、それぞれの方法で算出、比較するとよいでしょう。

Q71 国際郵便について教えてください。

A71

国際郵便には、EMS（国際スピード郵便＝Express Mail Service）と国際小包＜航空便、船便、エコノミー（SAL）便＞があり、原則ドア・ツー・ドアでの輸送となります。輸送できる制限重量や容積は荷物を引き受ける国によって違いますが、およそ30kgまでとなっています。通関手続きは原則、郵便事業㈱通関交換支店で行われます。詳細は郵便局、郵便事業㈱にお問い合わせください。

EMSとは

EMSは、書類や荷物を速達扱いで航空機輸送により配送する最速のサービスです。万国郵便連合に加盟している国の公的機関が条約に従い提供しています。また、追跡システムがあるため、差出郵便物の配送状況をチェックすることができます。現在、日本の郵便局からは、世界の120以上の国・地域宛てに利用可能です。

発送から配送まで

小包荷物の発送に際しては、郵便局窓口に用意されている「税関告知書CN23様式」（CustomsDeclaration（米英）、Delaration en Douance（仏））に荷物の明細を記載し、荷物と共に受付窓口に差し出してください。「税関告知書」は、通常の貨物輸送で必要となるインボイスに相当するもので、内容品の明細、数量、価格等を記載する必要があります（課税価格が20万円を超える場合には、インボイスを別途作成し、税関告知書と一緒に差し出してください）。EMSの場合は「EMSラベル」に内容品の明細、数量、価格等を記載します。輸出入の通関手続きは、この告知書やEMSラベルに基づき、差出側と到着側の国際郵便局にて行われます。

輸送保険について

EMSには最高200万円を限度とする損害賠償制度があり、貨物の価格が2万円までは無料、2万円を超えると2万円ごとに50円の追加保険料を支払えば、実損額が補償されます。国によって付保できる国とそうでない国があり、また、保険料金なども違うので、発送する国ごとに調べる必要があります。国際小包も保険を付すことができます。小包を郵便局の窓口で差し出す際に輸送保険付保希望と付保金額を窓口に申し出、輸送料に加え保険料を支払うことになります。保険金額2万円までが400円、2万円を超えると2万円ごとに50円の追加保険料がかかります。

なお、EMSや国際小包の個装には最大の大きさ・重さが設定されていますので、制限内になるよう注意する必要があります。

関連情報

郵便事業株式会社（国際郵便）……http://www.post.japanpost.jp/int/index.html

Q72 国際宅配便について教えてください。

A72

国際宅配便業者を使うメリット

国際宅配便は、輸送可能な地域や国が増え、宅配業者の引き受けられる荷物の大きさや重量も拡大しつつあります。スピードも速く、全世界の主要都市からであれば１週間以内での輸送が可能です。ドア・ツー・ドアのシステムなので、輸出業者から出荷された荷物が輸入業者の店舗や自宅まで、通関も含めて一貫して輸送されます。また、関税や消費税は国際宅配便業者が立替払いをしていますので、輸入者は、商品配送時に宅配業者に対して関税や消費税を支払えばよいなど、小口輸入事業者にとっては使い勝手のよい輸送手段となっています。

輸送できる荷物の制限重量は業者により異なりますが、およそ70～100kg位までが輸送可能と考えてよいでしょう。重量だけではなく、長さや嵩が決まっている場合もありますので、事前に梱包材を含めた重量や大きさがどの程度になるか調べておくとよいでしょう。

注意すべき点

食品衛生法や薬事法などの対象品目で、届出や免許が必要とされる商品を輸送する場合には、事前に関係省庁等に提出すべき書類を準備しておく必要があります。国際宅配便業者によっては、食品衛生法や薬事法の手続きが必要な商品は取り扱わないことがあります。そのほかの非取扱品目として、動物、植物、生鮮品等が挙げられますが、詳細は各国際宅配便業者にご確認ください。

輸送保険

国際宅配便には保険を付保することができます。保険料の計算方法は

（運賃＋貨物の申告金額）×1.1×0.01＝保険料

一般的に、保険金額は貨物申告金額の10%割り増し金額を付保します。ただし、各宅配便業者により違いがありますので、利用する宅配便業者にお問い合わせください。

着払いサービス

国際宅配便業者によっては、事前にアカウントサービスを登録しておけば、運賃着払いサービスを利用できる場合もありますので、活用すると便利です。

関連情報

DHL……http://www.dhl.co.jp/
FedEx……http://www.fedex.com/jp/
UPS……http://www.ups.com/asia/jp/jpnindex.html

Q73 貨物輸送について教えてください。

A73

貨物輸送には、海上貨物輸送と航空貨物輸送があります。海上貨物輸送で使用されているコンテナには、20フィートと40フィート・コンテナがあり、航空貨物輸送は機種により使用できるパレットやコンテナサイズと容量が決まっています。

混載サービス

定期船の荷物引き受けはコンテナ単位です。小口輸入で嵩の張る荷物あるいは重量があり、国際宅配便等の利用が困難な荷物については、同じ仕向地の小口荷物を集めてコンテナ単位になるように混載するサービスを利用することになります。

混載サービスを利用するには、定期船を配船する船会社自身が提供するサービスと、小口貨物を専門に集荷してコンテナ化する海荷混載輸送業者（コンソリデーター）に依頼する方法があります。このサービスは貨物量の多い主要港間で初めて可能になります。また、他の荷物との積み合わせになるので、梱包を厳重にしておくことが肝要です。

航空機輸送の場合も、混載輸送を扱う業者があります。

輸送業者などの情報

船会社、配船スケジュール、海貨混載業者の情報は偏在しており、一般の新聞・雑誌などでは入手が困難な状態にあります。荷物が海港に到着した時に、輸入通関手続きを依頼する通関業者に相談するのが一番の早道ですが、インターネットを利用したキーワード検索で、ある程度の情報は入手可能でしょう。輸送業界の専門紙を運営しているサイト、航空貨物運送協会（航空貨物の利用運送事業者の団体）やインターナショナル・フレイトフォワーダーズ協会（国際複合一貫輸送業者の団体）等のサイトには関連情報が掲載されています。商品の取引条件にもよりますが、FOB条件（本船渡）ならば、輸送手段方法を指定する権利は輸入者にあるので、入手する輸送情報を吟味し現地に指示することができます。CIF（運賃保険料込）条件では、輸送手段の選択は輸出者側にあるので、輸入者としては希望を述べるに止まります。

関連情報

㈱オーシャンコマース……http://www.ocean-commerce.co.jp
㈳日本通関業連合会……http://www.tsukangyo.or.jp
（一社）航空貨物運送協会……http://www.jafa.or.jp/
（一社）インターナショナル・フレイトフォワーダーズ協会
……http://www.jiffa.or.jp/

Q74 携帯品として輸入した商品を販売する予定ですが、通関手続きはどのようにすればよいですか。

A74

携帯品の輸入

海外旅行で購入し持ち帰ってきたお土産品や自己使用のための品物は、免税の範囲を超える場合であっても簡便な手続きによる通関が認められています。しかし、販売目的で輸入する場合は商業貨物となり、原則として一般の貿易貨物と同様の輸入手続きが必要となります。ただし、他の法規制による手続きを必要としない日用雑貨等で、課税価格の合計額が30万円程度以下の荷物については、簡易な旅具通関が可能です。

輸入手続き

持ち帰ってきた商業貨物が他の法規制による手続きを必要としない場合、課税価格が30万円程度以下の場合は「携帯品・別送品の申告書」(C-5360)、インボイス等を提出し、関税及び消費税を支払って通関します。

輸入許可書の発給を希望する場合は、「輸出・輸入託送品(携帯品・別送品)申告書」(C-5340)で申告を行うと、2通提出したうち1通が許可書として交付されます。書式は税関ホームページよりダウンロード可能です。事前に用意できなかった場合は、帰国後に税関に申し出てください。

30万円程度以上で旅具通関できない場合は、入国時の税関(旅具部門)で業務通関扱いの申告をします。保税業者を呼び、保税地域へ商品の搬入手続きを依頼し、商品の「搬入票」を受け取ります。その後、保税地域を管轄する税関で輸入申告を行います。

他法令、たとえば食品衛生法の手続きが必要となる場合も保税地域に預けます。(保管料が必要になります)食器の場合は、厚生労働省検疫所に「食品等輸入届出書」を提出します。鉛やカドミウムの溶出基準に適合していることなどの審査を受け、場合によっては、実際に検査を受けることもあります。検査の場合、税関に「見本持ち出し」の申請をして、検査用のサンプルを厚生労働省登録検査機関に採取してもらい、分析検査を受けることになります。食器の深さや容積により規格基準が異なります。食品衛生検査に合格すると、届出書に「届出済印」と「届出受付番号」が交付されるので、この書類を添えて輸入通関手続きを行います。

なお、検査を含む通関に伴う手続きを業者に依頼することも可能です。

(⇒ 食器の輸入については、Q43参照)

関連情報

税関(関税法関係C様式)……http://www.custom.go.jp/kaisei/yousiki/form_c.thm

Q75 通関業者の見つけ方を教えてください。

A75

貨物で輸送を行う場合は、日本の海港や空港に荷物が到着後、通関を行ってからでないと手元に受け取ることはできません。通関手続きは個人でも可能ですが、一般的には通関業者（＝乙仲）に依頼して代行してもらいます。どの通関業者に依頼するかについては、輸送後そのまま一貫して輸送会社と提携している通関業者に業務を依頼するケースが多いのですが、輸送会社が海港や空港までの輸送しかしないのであれば、輸入者自身が通関業者を見つけなくてはなりません。

通関手続について

海外から到着する貨物は、すべて通関という法律上の手続きを経ないと、ご自身の手元に引き取り、自由に使用・処分をすることができません。この通関手続きは、本来は荷受人が行うものですが、そのための専門的な知識を要求され、さらに税関に出向いて申告を行う必要があるなど時間もかかるため、通関業者に代行を依頼するのが一般的です。

通関業者の探し方

通関業は税関事務所単位の免許業種で、通関士という国家資格を有する従業員にだけ手続き代行が認められています。通関業者は税関単位の会組織を持ち、その全国組織は㈳日本通関業連合会です。通関業者のリストは同連合会ホームページ掲載の「通関業者検索システム」というデータベースで検索可能です。都道府県、取扱品目で絞り込むことができます。

通関という業務は、依頼された貨物をどのように扱うか、物流構築とも密接に関連しています。通関業者は国内トラック輸送業、倉庫業などを兼ねているのが通例で、国内外の物流に関して豊富な知識を有しています。目安として、全国展開している貨物輸送業者を考えてください。これらの輸送業者は例外なく、成田空港など主要空港に通関部門を有していると考えられますので、各地の営業所経由で問い合わせてみる方法もあります。

関連情報

（一社）日本通関業連合会……http://www.tsukangyo.or.jp

Q76 フォワーダーとはどのような役割をしている業者のことですか。

A76

フォワーダーの定義

在来船が主流の時代では、乙仲とか海貨業者という呼ばれ方が一般的でしたが、コンテナ船や航空貨物の普及につれて、フォワーダーという呼ばれ方が一般的になってきました。広い意味でのフォワーダーとは、国際輸送される貨物を荷主に代わって取り扱う、海運貨物取扱業、航空運送代理店業、通関業、貨物自動車運送業、利用運送事業（混載業）、倉庫業、海運仲立ち業などの総称です。狭義の意味では、海運貨物取扱業や利用航空運送事業（混載業）を指します。もともと、港には様々な業種があり、それぞれの役割を担っていましたが、近年、それぞれの業者が他の業種も行うようになってきました。例えば、倉庫業者が通関業も手がけたり、通関業者が運送業にも進出したりしています。

フォワーダーの役割

国際物流の上では、輸出業者をシッパーと呼び、輸入業者（荷主）をコンサイニーと呼びます。船会社や航空会社はキャリアーと呼ばれています。そして、フォワーダーはシッパーから荷物を預かり、輸出通関を代行し、キャリアーへ貨物を預けます。また、輸入地では、フォワーダーはキャリアーから貨物を引き取り、コンサイニーに代わり輸入通関を行い、貨物の引き渡しを行います。特に、港では、さまざまな業者が関わっているので、通常は１社だけで貨物の荷捌きや通関などをまかなえるものではありませんが、輸出者や輸入者は１社のフォワーダーに通関と荷捌きの依頼をすることになります。フォワーダーは、自社で行えない業種については、他社との提携により、輸出者や輸入者に委任された通関や港や飛行場での荷捌きを遂行することになります。

また、海運では利用運送事業者は船荷証券（B/L）を、航空便では利用航空運送事業者（混載業）は航空貨物送状（AWB）を自ら発行することができます。キャリアーが発行するMaster B/LあるいはMaster AWBに対して、それぞれHouse B/L あるいはHouse AWBと呼ばれています。

関連情報

（一社）国際フレイトフォワーダーズ協会……http://www.jiffa.or.jp/

Q77 少量の輸入なのですが、輸送費を安くする方法はありますか。

A77

小口荷物を国際輸送する方法として

① 郵便物　— 航空便（EMS（国際スピード郵便）通常小包）、SAL便、船便
② 国際宅配便
③ 航空貨物　— 混載扱い、単独輸送
④ 海上貨物　— 混載輸送

などがあり、輸送する商品の性質・数量などを勘案していずれかの方法を選択します。

国際輸送の荷物は輸出入通関手続きが必要です。①および②の輸送方法では、この手続きは郵便事業株式会社通関交換支店あるいは宅配便業者によって行われ、受取人宛てに配送されますので手間が省けます。③および④の方法では、輸入通関手続き、国内配送を通関業者に依頼して処理することになりますが、受取人が自身で行うこともできます。なお、④の方法では、海上運賃は通常容積トン（1㎥）で設定されています。最低料金も1容積トンなので、容積が小さな貨物の場合は運賃が割高になる可能性があります。

輸送に関係する費用の計算

国際輸送の運賃を含む費用の算出には種々の要素を勘案することが必要で、簡単ではありません。①および②では、日本までの運賃のほか、輸出入通関手続き費用、受取人宛ての配達費用まで含んだ料金設定なので、輸入する商品の個装ごとの重量・容積、荷物の数が判れば、料金表から簡単に算出できます。しかし③および④のケースでは、海上運賃あるいは航空運賃のほかに、通貨変動時や石油の値上がり時などにCAFやBAFといった割増料金が付いたり、港や空港での通関手数料やコンテナフレートステーションなどでの貨物の荷捌きのための費用がかかってきます。事前に委託先の通関業者から見積りを取っておく必要があります。およそ、貿易取引では商品の代金も必要なデータですが、貨物の大きさ（容積）と重量が必要不可欠のデータになります。商品単位当たりの総費用比較で、いずれが有利かを判断してください。

CAF：Currency Adjustment Factorの略　通貨変動割増の意味。海上運賃における割増運賃の一つ。

BAF：Bunker Adjustment Factorの略　燃料油割増の意味。燃料価格の変動を調整する。

壊れやすいものの輸送

陶磁器製品やガラス製品など壊れやすい製品の発送には、厳重な梱包をしてもらうことが大切です。しかし、①の郵便物はお勧めできません。郵便物の輸送は通常郵袋によっており、郵袋の内容物が不明のため、丁寧な取り扱いが期待できないからです。その他の輸送方法では「取扱注意」（Handle with Care）の添え書き、国際注意ラベルの添付で注意喚起が可能です。しかし、万全ではありませんので、保険料率は高くなりますが、輸送保険は必ず手配しましょう。

Q78 海外の業者から発送の際にアカウントナンバーを知らせるように言ってきましたが、これは何のことですか。

A78

国際宅配便の着払い

アカウントナンバーは、おそらく国際宅配便の運賃着払いサービスを利用する際に必要となる番号のことと思われます。小口で輸入する場合には、国際宅配便を利用すれば迅速かつ簡便な輸送が可能になります。また、現在では、複数の国際宅配便会社が海外からの宅配便輸送にも、輸送料の着払いシステムを導入しています。このシステムを利用すれば、輸送料金に関して取引先の海外業者の手を煩わせることもない上、料金の内訳を明確に知ることができます。ただし、利用にあたっては、国際宅配便会社に事前に登録し、アカウントナンバーを入手する必要があります。詳細については、各国際宅配便会社にお問い合わせください。

Q79 海外業者との取引で貿易条件がEXWとなっていますが、どのような輸送方法を手配すればよいですか。

A79

EXW条件

貿易条件について、国際商工会議所が制定した解釈の基準（ルール）、すなわちインコタームズの一つです。広く世界中の貿易取引において使用されており、インコタームズの中ではEXW条件とは工場渡を意味しています。この条件は売主が輸出国内の自己の工場などで物品の引渡しを行うものです。

EXW条件では、輸入者は売主である輸出者の工場などで商品を引き取り、輸出通関、輸送、輸入通関などすべての手配を行い、費用を負担しなければなりません。通常、引き取りから輸入通関までの一連の手続きや輸送は、これらの業務を一貫して行うフォワーダーに依頼し、代行してもらいます。ただし、小規模輸入の場合には、国際宅配便を利用すると便利です。国際宅配便の会社では、運賃着払いサービスを提供している会社もあります。輸出者の工場からの引き取り、輸出通関、輸送、輸入通関、国内配送までのドア・ツー・ドアの業務を着払いサービスで行うとスムーズでしょう。

EXW条件の発注でも、輸出通関を売主の名前で行う場合は、インボイスを発行してもらうことが大切です。

注意すべき点

一貫輸送を利用するのであれば、現地に支店や営業所がある国際宅配便会社を手配する必要があります。宅配会社の現地支店から輸出者である海外の業者の出荷場所に集荷を行わなければならないからです（貨物のpick-up）。したがって、集荷日や梱包状態について海外の業者から事前に情報を入手し、フォワーダーにそれらの情報を知らせておかなければなりません。また、海外の業者に対しても、輸送の手順や方法、集荷をする輸送会社名等の情報を事前に知らせておく必要もあります。

国際宅配便の運賃着払いサービスを利用する場合は、日本で国際宅配便の会社からアカウントナンバーを取得し、その番号と国際宅配便会社名を海外の輸出者に通知します。海外の輸出者が最寄りの国際宅配便会社にこのアカウント番号を通知すれば、宅配便会社が荷物の輸送を引き受けることになります。ただし、輸入者が指定した宅配便の会社とは取引が無いことを理由に、輸出者が他の国際宅配便会社を指定してくることもあります。

Q80 関税率を調べるには どのようにしたらよいですか。

A80

実行関税率表

輸入品の関税率は、実行関税率表で一覧することができます。実行関税率表の品目はHS条約の品目表（HS）に従って分類されています。HSは、部、類、項、号という区分で分けられています。最初の6桁は世界共通で、7桁以降は各国に委ねられています。この分類番号を税番、HS番号と呼びます。税率欄には、基本税率、協定税率、特恵税率、暫定税率が掲載されています。

実行関税率表は税関ホームページで閲覧することが可能です。

税関への問合せ

関税率表の分類方法は、材質、形状などを基準に分類されており、この表から輸入する商品の税率を判断するのは難しいかもしれません。そこで、税関の「事前教示制度」を利用して調べることをお勧めします。商品の本格的な輸入前に、商品の素材や用途などの情報を相手の業者から入手し、最寄りの税関に問い合わせ、回答を得るとよいでしょう。（関税分類の事前教示制度）。この制度を利用すれば、輸入申告時に貨物の税番、関税率などが判明しているため、早期に貨物を引き取ることが可能です。

税関への問い合わせの方法として、下記のものがあります。

① **口頭**　：口頭による（電話問い合わせ等）税関への照会が可能ですが、輸入申告の際に参考情報とされるだけで、尊重はされません。

② **Eメール**：税関のホームページ上の事前教示紹介用メールアドレスに「事前教示に関する照会書」を参考に、必要事項を記載してメールを送付する方法です。口頭によるものと同じく、輸入申告の際に参考情報とされるだけで、尊重はされません。

③ **文書**　：「事前教示に関する照会書」に記載して税関へ照会すると、「事前教示回答書」が交付されます。この回答書の有効期間は3年間です。これを輸入申告時に添付すると、関税率や番号が輸入審査上尊重されます。

関税は、輸入相手国、品目により適用される税率が決定されますので、事前教示を受ける際には、具体的に輸入相手国、品目（素材も含む）を正しく伝えることが必要です。

関連情報

財務省税関……http://www.customs.go.jp/

Q81 特恵関税とはどのようなものですか。適用を受けるにはどのようにしたらよいですか。

A81

特恵関税について

特恵関税制度は、開発途上国を原産地とする特定の輸入品に、一般の関税率より低い税率を適用することによって、開発途上国の工業化と経済発展の促進を援助するという国際的途上国支援制度のことです。特恵関税制度の適用を受けるには、次のような手続きが必要です。

① メーカーから商品・製品を買う場合は、原産地の税関又は権限を有する商工会議所等が発行する原産地証明書「一般特恵制度原産地証明書様式A（Form A）」のオリジナルを入手する。

② 日本での通関の際、輸入申告書や他の通関用書類にそのForm Aを添付し、税関へ提出する。

ただし、流通業者から商品を買う場合は、流通段階では素材の原産国確定が困難なため、公的機関からForm Aを入手するのは不可能な場合があります。

提出省略の場合

商品の代金、運賃、保険料の合計額（CIF）が20万円以下の場合は、Form Aがなくても特恵関税率の適用を受けることができます。税関で、領収書や支払いの際のクレジットカード利用控えなどの提示を求められることがありますので、大切に保管しておいてください。

商品の種類又は形状により原産地が明らかである品目については、提出が必要でない場合もあります。特恵関税適用国からの輸入をする場合には、事前に税関にご確認ください。

なお、経済連携協定（EPA）が結ばれている国・地域からの輸入については、二国間の税率が優先されますので、事前に輸入する商品がその対象かどうかを調べ、適切な原産地証明書を相手に要求する必要があります。（平成24年7月現在、シンガポール、メキシコ、マレーシア、チリ、タイ、インドネシア、ブルネイ、フィリピン、アセアン全体、スイス、ベトナム、インド、ペルーとEPAを締結）

関連情報

財務省税関……http://www.customs.go.jp/

Q82 簡易税率について教えてください。

A82

少額輸入貨物に対する簡易税率

課税価格の合計が10万円以下の少額輸入貨物（一般輸入貨物及び国際郵便物、国際宅配便）には、より迅速な課税処理のため、一般の税率ではなく「少額輸入貨物に対する簡易税率」が適用されます。この税率は6区分の税率に分けられていますが、品目によっては一般税率の方が簡易税率よりも低い場合もあり、輸入者が希望すればその輸入貨物全部について一般税率を適用することもできます。ただし、部分的な適用はできません。

また、①関税が無税又は免税になるもの　②犯罪に関わる貨物　③国内産業への影響を考慮し簡易税率を適用することが適当でないもの（ミルク、クリーム等、豆、穀物、食肉調整品、革製品、履物、ニット製品など）には、簡易税率は適用されません。この場合は一般税率が適用されます。

少額輸入貨物に対する簡易税率表（関税定率法第３条の３関係）

番号	品目〔具体的な品目例〕	関税率
1	アルコール飲料 (1)　ワイン (2)　しょうちゅう等の蒸留酒 (3)　ワインクーラー、清酒、りんご酒等	 ￥70/L ￥20/L ￥30/L
2	(1)　トマトケチャップその他のトマトソース及びアイスクリームその他の氷菓 (2)　なめし又は仕上げた毛皮（ドロップスキン）及び毛皮製衣類、衣類附属品その他の毛皮製品	20%
3	(1)　コーヒー及び茶（紅茶を除く。） (2)　ゼラチン及びにかわ (3)　なめし又は仕上げた毛皮（ドロップスキンを除く）	15%
4	(1)　動物（生きているものに限る。） 肉及び食用のくず肉 魚及び甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物 酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品 (2)　食用の野菜、根及び塊茎 (3)　食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮 (4)　しょうが（一時的な保存に適する処理をしたものに限る。） (5)　食用の海草その他の藻類	10%

番号	品目〔具体的な品目例〕	関税率
4	(6) 肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調製品 糖類及び砂糖菓子 ココア及びその調製品 穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びベーカリー製品 野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品 (7) 各種の調製食料品 (8) くえん酸等 (9) 竹製のくし (10) わら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝条細工物 (11) 絹織物 (12) その他の植物性紡織用繊維及びその織物並びに紙糸及びその織物 (13) メリヤス編物及びクロセ編物 (14) 衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）	10%
5	(1) 生きている樹木その他の植物及びりん茎、根その他これらに類する物品並びに切花及び装飾用の葉 (2) 鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉱物性ろう (3) 無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の無機又は有機の化合物 (4) 有機化学品（くえん酸等を除く。） (5) なめしエキス、染色エキス、タンニン及びその誘導体、染料、顔料その他の着色料、ペイント、ワニス、パテその他のマスチック並びにインキ 精油、レジノイド、調製香料及び化粧品類 せつけん、有機界面活性剤、洗剤、調製潤滑剤、人造ろう、調製ろう、磨き剤、ろうそくその他これに類する物品、モデリングペースト、歯科用ワックス及びプラスターをもととした歯科用の調製品 (6) 各種の化学工業生産品 (7) プラスチック及びその製品 (8) 毛皮及び人造毛皮並びにこれらの製品 (9) 染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類及び工業用の紡織用繊維製品 (10) 傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品 調製羽毛、羽毛製品、造花及び人髪製品 石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品 (11) ガラス及びその製品（ガラス製のビーズ等を除く。） (12) 銅及びその製品 ニッケル及びその製品 アルミニウム及びその製品 (13) 鉛及びその製品 (14) 亜鉛及びその製品 (15) 卑金属及びサーメット並びにこれらの製品 卑金属製の工具、道具、刃物、スプーン及びフォーク並びにこれらの部分品 各種の卑金属製品 (16) 家具、寝具、マットレス等 (17) がん具、遊戯用具及び運道具並びにこれらの部分品及び附属品	3%

番号	品目〔具体的な品目例〕	関税率
6	(1) 動物性生産品（他の類に該当するものを除く。） (2) 塩、硫黄、土石類、プラスター、石灰及びセメント (3) 医療用ジェル (4) ゴム及びその製品 (5) 紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品 (6) 陶磁製品 (7) 鉄鋼 (8) 鉄鋼製品 (9) すず及びその製品	無税
7	前各号に掲げる品目以外のもの	5%

ただし、次のものについては、簡易税率によらず一般の商業貨物と同様の税率が適用されます。

1. 関税が無税又は免除されるもの
2. 犯罪に係る貨物
3. 本邦の産業に対する影響等を考慮して、簡易税率によることを適当としない貨物（下表）

主な品目例	
(1) ミルク、クリーム等 (2) 雑豆 (3) 穀物 (4) 穀粉等 (5) 落花生及びこんにゃく芋 (6) 豚肉及び牛肉の調製品 (7) ココア調製品 (8) 穀粉・穀物の調製品 (9) 調製食料品 (10) たばこ (11) 精製塩	(12) 石油 (13) メントール (14) 原皮・革 (15) 革製品 (16) 繭・生糸 (17) ニット製衣類 (18) 履物 (19) 身辺用細貨類（卑金属製以外） (20) 革製の携帯用時計バンド (21) 革製の腰掛けの部分品

携帯品・別送品に対する簡易税率

一方、日本へ入国の際に持ち込んだ携帯品や別送品については、「携帯品・別送品に対する簡易税率」（こちらの簡易税率は消費税を含んだもの）が適用されます。ただし、一般税率の適用を受けた方が税率が低い場合も多いので、事前に調べておくとよいでしょう。

携帯品・別送品に対する簡易税率表（関税定率法第３条の２）

関税と消費税等内国消費税を合わせた税率。
ただし、アンダーライン部分は租税特別措置法に基づく酒の特例税率

品名	税率
1. 酒類 (1) ウィスキー、ブランデー (2) ラム、ジン、ウォッカ (3) リキュール、しょうちゅうなど (4) その他のもの（ワイン、ビールなど）	 500円/ℓ 400円/ℓ 300円/ℓ 200円/ℓ
2. その他の物品（関税が無税のものを除く）	15%

（たばこ税及びたばこ特別税）	
紙巻たばこ	１本につき 11円

また、腕時計、ゴルフクラブ等関税がかからない品物には消費税及び地方消費税がかかります。

ただし、次のようなものは簡易税率が適用されず一般の関税と消費税等がかかります。また、米については納付金の納付が必要となります。

＊　１個又は１組の課税価格が10万円を超えるもの。
＊　米
＊　食用ののり、パイナップル製品、こんにゃく芋、紙巻たばこ以外のたばこ、猟銃。
＊　品物の全部につき簡易税率の適用を希望しないとき。

（関税定率法第３条の２、関税定率法施行令第１条の２、租税特別措置法第87条の５、第88条の２、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律第８条第３項）

関連情報

財務省税関……http://www.customs.go.jp/

Q83 関税割当制度について教えてください。

A83

関税割当制度とは

一定の輸入量までは無税または低い税率（一次税率）の関税を適用し、需要者に安価な輸入品を提供する一方、それを超える輸入分については高い税率（二次税率）を適用し、国内生産者の保護を図る二重税率の制度です。

適用対象品目は、平成23年度現在、革靴、ナチュラルチーズ、とうもろこし、麦芽、雑豆、でん粉等など20品目29枠で、国内産業を保護する観点から選ばれています。

割当を受けるには

関税割当の品目等の公表は、経済産業公報及び経済産業省・農林水産省ホームページ、ジェトロ通商弘報に掲載されます。割当の適用を受けたい場合には、品目の種類によって、経済産業大臣もしくは農林水産大臣宛てに、「関税割当申請書」を提出・申請します。申請を行うには、既に事業を行っており、加えて過去に決まった額の輸入取引を行っている事業者などの条件がありますので、管轄の省庁のホームページ等で確認が必要です。

このほか、EPA締結国との間での関税割当制度があります。現在、メキシコ、フィリピン、チリ等の国々との特定品目に関し、関税割当が採用されています。

関連情報

経済産業省（関税割当制度）……http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/tariff/page2.htm

Q84 適用税率の決め方について教えてください。

A84

関税率は、輸入する商品の種類と、その原産国によって決定されます。実行関税率表の品目はHS条約の品目表（HS）に従い、商品の種類、用途、素材等により分類されています。特に、衣類や靴等は、素材やデザインによって関税率が異なりますので、注意が必要です。

税率は原則として、特恵税率、協定税率、暫定税率、基本税率の順に優先適用されます。ただし、特恵税率は法令で定める要件を満たす場合に限られ、協定税率は、暫定税率又は基本税率よりも低い場合に適用されます。その他に「経済連携協定」EPA税率があります。これは日本とEPAを締結している国を原産国とする物品について、他の税率に優先して適用されるものです。

上記は基本的な考え方ですが、輸送方法によっては、簡易税率が適用される場合があります。

（⇒ 簡易税率については、Q82参照）

Q85 小規模な輸入取引には主にどのような決済方法が用いられていますか。

A85

輸入取引において様々な決済方法がある中で、小規模な取引では以下のような決済方法が主に使われています。

決済方法	手続き	手数料
国際クレジットカード	・相手の会社に注文書フォーマットがある場合には、注文書に①カード会社名②カード番号③有効期限④署名を記載してFAXもしくは郵送する。 ・ウェブサイトから注文する場合には、決済のページにセキュリティが設置されているかを確認してから要求される項目（カード会社名、カード番号、有効期限、カード所有者名等）を記入して送信する。セキュリティがない場合には、FAXで送付。	為替レートに１%前後上乗せ。
銀行から国際送金	・自社の取引銀行から相手の会社の取引銀行あてに送金を指示する。	銀行によって異なるが、約3,000円位から。
ゆうちょ銀行から国際送金	・為替証書を送付する「住所あて送金」と、受取人の銀行口座や郵便振替口座へ入金する「口座あて送金／口座間送金」がある。	送金金額に関わらず一律2,500円。 米国あてのみ2,000円。

Q86 展示会で買付けをする際によく利用される決済方法は何ですか。

A86

海外の展示会、特に欧米では主に国際クレジットカード（VISA、MASTER等）が使われる場合が多いようです。クレジットカードには利用限度額がありますので、渡航する前にカード会社に限度額の確認をしておきます。海外での利用については、事前に申告しておけば利用限度額を引き上げてくれる場合もありますので、カード会社に相談してみましょう。

アジア地域の展示会では、クレジットカードが利用できず、商談の際に現金での前払いということもあります。この場合には、商品代金の一部を前金として支払い、残金と輸送費用は商品が日本に届いてから相手の会社の銀行口座に振り込むという条件で、相手と合意することもあるでしょう。

そのほか、海外ではアウトレットモールやフリーマーケットで買付ける場合がありますが、このような場合には現地通貨での現金払いが多いようです。

日本から100万円以上の現金、小切手、有価証券を持ち出すには、出国の際に税関に「支払い手段等の携帯輸出・輸入届出書」を提出します。帰国時に100万円相当額以上の現金等を持ち込む場合も、同じ手続きが必要です。

訪問国によっては、持ち込める現金の上限が設定されていたり、入国の際に申告が必要な場合がありますので、事前に確認しておきましょう。

Q87 オンラインショップを通じた取引の際によく使用される PayPal とはどのようなものですか。

A87

PayPalは、オークションサイトeBayの子会社が提供しているオンライン決済サービスです。金銭の授受を仲介し、取引先にカード番号や口座番号を知らせることなく送金・入金を行うシステムです。

もともとはオークションなど個人間での支払いを円滑に行う目的で作られ、通販業者が多い米国を中心に普及しています。日本では、銀行からの海外送金手数料が高いため、オークションの決済費用、個人間の取引や留学生への仕送りなどに多く利用されています。

PayPalを利用した送金の方法は、次の通りです。

① アカウントに登録する。
② クレジットカード番号を登録する。
③ 送金先のメールアドレスを指定して、PayPal口座から送金を行う。

アカウントには2種類あります。

パーソナルアカウント：ショッピング用のアカウントです。
ペイパルを利用して支払いはできますが、支払いの受け取りはできません。

ビジネスアカウント：ビジネスをする方用のアカウントです。
ペイパルを利用して支払い、および支払いの受け取りができます。

PayPalサイトによれば、PayPalで代金を支払ったにもかかわらず商品が届かなかったり、商品が著しく説明と異なっていた場合、PayPalが一定条件の下で補償を行うプログラムを開始したとのことです。

関連情報

PayPal……https://www.paypal.com/us
PayPal 日本語サイト……https://www.paypal.com/j1/

Q88 L/C 決済、D/A、D/P における注意点を教えてください。

A88

L/C とは

L/C（信用状）とは、輸入者より依頼を受けた取引銀行が、輸出者に対し、輸入者に代わり輸出代金の支払いを約束する支払確約書です。輸出者がこの信用状を入手すれば、たとえ遠く離れた外国にいる、あるいは初めての取引先であっても、銀行が代金支払いを確約してくれるので安心して貨物を輸出することができます。また輸入者にとっても、輸入ユーザンスを受けられるので、輸入代金決済の資金負担の軽減につながります。

ただし、輸出者は信用状の条件通りに書類を作成しないと支払いを拒絶されたりするため、書類作成には十分な配慮が必要で、貿易実務に対する相応の知識や経験が要求されます。また、銀行にとっては与信行為となるため、銀行もすべての輸入者に対して簡単に信用状を開設するわけではなく、輸入者にはそれなりの資金力や担保力が要求されます。

このL/C取引では、輸出者は船積み後B/Lを入手し、その他の船積み書類を作成、荷為替手形を振り出し、取引銀行へ手形の買い取り依頼を行うと、書類上に瑕疵がなければ輸出代金を受け取ることができます。B/Lを含む船積み書類は、銀行を経由して輸入者に届きます。書類が到着すると、輸入者は、決済をするか、ユーザンスを受けて期日に支払う約束をし、B/Lを含む書類を入手し、貨物を引き取ることになります。

D/A、D/P決済について

信用状無しの取引でも、D/AやD/P決済については、船積み書類（この場合も荷為替手形が振り出されます）は銀行を経由して輸入者へ送られます。信用状の代わりに当事者間の契約書により条件が定められますが、書類を銀行に差し入れ、通常は代金の取り立てを銀行に依頼します。

D/AとはDocuments against Acceptanceの略で引受け渡しのこと。期限付きの荷為替手形と船積み書類が輸入者の銀行に到着すると、輸入者は手形の期日に支払うことを引き受けて船積み書類を入手し、B/Lを船会社に呈示して輸入貨物を受け取る事になります。

D/PとはDocuments against Payment支払い渡しのこと。書類が到着すると輸入者は決済をし、船積み書類を受け取るという方法です。

COLUMN

輸入ユーザンス：

輸入貨物の代金支払いを一定期間猶予することです。
輸入金融を誰が行うかによって、下記にように分類されます。

1. **シッパーズユーザンス**：輸入業者が海外の輸出業者から直接信用供与を受けて、輸入貨物代金の支払猶予を一定期間認められているもの。
2. **銀行ユーザンス**：① 本邦ローン（自行ユーザンス）
   ……信用状発行銀行等の我が国の銀行が対外的な決済を行う一方、輸入者には一定期間支払いを猶予するもの。
   ② 外銀アクセプタンス
   ……信用状に基づき、振り出された期限付き為替手形をその支払い人である外国の銀行が引き受けることにより、支払いが猶予されるもの。

Q89 為替リスクを回避するために、外国銀行の口座を通じてドル決済することは可能ですか。

A89

ドル建て取引

ドル建てでの決済は可能です。また、輸入取引と並行し、他の業者とのドル建ての輸出取引があれば、ドルでの入金をドル口座に保有し、現在の取引業者への決済に当てることにより為替リスクは回避されます。

円がドルに対して強くなれば（円高）、輸入する側にとっては有利になりますが、円がドルに対して弱くなると（円安）、輸入原価に直接響いてきます。このようなリスクを回避するには、ドルの先物を予約する方法が一般的です。そのためには、取引ごとの輸入原価計算書を作成して、採算点がいくらであるかを把握することが必要です。採算が合うのであれば、その時点で予約をしてしまいます。為替による儲けは期待できませんが、商売としてはこの時点で利益を確保できます。

また、円高に向かっている時にはある程度様子を見る、円安に向かえば予約する、といったやり方も、採算点を把握していれば可能になってきます。ただし、外国為替についてはあまり深追いしない方がよいようです。為替ディーラーとしてではなく、あくまでも貿易業者として外国為替と付き合うことが大切だと思われます。

円建て取引や相殺勘定

円建ての取引にしてもらえれば、日本側の企業にとっては為替リスクを回避することができます。アジア諸国との取引の場合、円建て決済も多く見られるようです。ただし、輸出業者が為替リスクを被ることになり、円安が進めば採算が合わなくなり、商品の値上げということになりかねません。

もし、相手の業者と相互に輸出入取引を行っているのであれば、相殺勘定で決済をすれば外貨での支払いが減るため、その分為替リスクも軽減されます。

Q90 海外の企業と新規の取引をするにあたり、前払いでの銀行送金を要求されています。前払いした後に商品が到着しない等のリスクを避けたいのですがどのようにしたらよいですか。

A90

前払いのリスク

輸入取引において、前払いの送金で代金の全額支払いを確認してからでないと、商品の輸出には応じないという条件を提示してくる海外の輸出業者は多々あります。輸出業者の立場からすると、商品を輸出し代金が回収できない等のリスクを避けるためにも、初めての取引相手に対しては、全額前払いの条件を提示してくることが考えられます。

一方、輸入者の立場にすれば、送金での前払いを取引条件にすると、全額を前払いしたにもかかわらず、商品が届かないという大きなリスクを負うこととなります。輸入者にしてみれば、商品を受け取ってから送金するか、カード決済などにするのが安全な方法といえます。特に初めての取引においては、輸出業者の信用性が判断できないので、代金の全額を前払いするのは避けた方がよいでしょう。また、決済のリスクを回避するために、例えば輸出業者が出荷した段階で運送送り状をFAXしてもらうなど、出荷を確認してから送金するのがよいでしょう。

解決方法

カード決済も厳密に言えば前払いですが、口座からの引き落としがあったにもかかわらず商品が届かない場合には、カード会社を通じて調査してもらうことも可能です。

また、相手の輸出業者がカード決済を使用せず送金を希望している場合には、前述したリスクを避けるためにも、相手の業者と交渉して商品代金の一部を前払いにし、残金は商品が到着してから支払うという条件にするのも一つの方法です。ただし、この場合送金が２回に渡るため、送金手数料は当然高くなります。

Q91 輸入ビジネスを個人事業で始めようと考えています。必要な手続きの概略を教えてください。

A91

個人事業の開始

まず初めに、手掛けたい商品の輸入販売に許可や届出が必要かどうかを調べましょう。本誌の品目別輸入手続きの項でご確認ください。

個人事業の開始には登記は不要です。開業の日から１ヶ月以内に「個人事業の開廃業等届出書」を所轄の税務署（国税：所得税管轄）に、「個人事業開始等申告書」を都道府県税事務所（地方税：事業税、住民税管轄）に提出します。

税金関連

事業主には、事業で得た所得に対して納める税金を自ら計算して申告し、納税する義務があります。毎日の取引を記帳し、１年間の収入と経費を計算し、確定申告を行いましょう。確定申告には、白色申告と青色申告の２種類があります。青色申告をする場合、現金出納帳、経費帳などの記帳（複式簿記による総勘定元帳でも可）が義務づけられます。手間がかかりますが、その一方で、最高65万円の事業所得が特別控除される他、赤字の繰越（３年間が限度）ができる、一定の要件を満たす家族従業員（青色専従者）に支払った給与を全額必要経費にできるといった特典があります。青色申告をしたい場合には、「青色申告承認申請書」を開業の日から２ヶ月以内に税務署に出します。

従業員を雇う場合

個人事業でも従業員を雇うことができます。その場合は、「給与支払い事務所等の開設届出書」を、給与支払い事務所開設の日から１ヶ月以内に税務署に出します。また、給与等を支払った場合の源泉所得税は、原則として徴収した日の翌月10日が納付期限となっています。ただし、給与の支給人員が常時９人以下である場合は「源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書」を税務署に提出することにより、給与や退職手当、税理士等の報酬、料金から源泉徴収した所得税について、年２回にまとめて納付できるという特例制度を利用することができます。

他に必要となる手続きには、「労働保険関係成立届」、「青色事業専従者給与に関する届出書」、「社会保険の新規適用届」などがあります。

関連情報

東京商工会議所創業支援サイト……http://www.tokyo-cci.or.jp/entre/
中小企業基盤整備機構（中小企業ビジネス支援サイト）
……http://j-net21.smrj.go.jp
国税庁（タックスアンサー）……http://www.nta.go.jp/taxanswer/index2.htm

Q92 法人にはどのような種類がありますか。

A92

会社法

平成１８年５月に施行された会社法では、株式会社制度と有限会社制度の統合、機関設計の柔軟化、株式会社制度の拡充、会計参与制度の導入、最低資本金の撤廃、合同会社の新設等が行われました。法人の種類としては、株式会社、合名会社、合資会社、合同会社等があります。

法人の種類

会社組織にするメリットは、①個人に比較し、法人にすることにより信用度が増す、②個人事業主は事業に対しすべての責任を負うのに対し、例えば株式会社の場合、出資者は自分の出資した金額の範囲で責任をとることとなるので、資金を集めやすい、③法人の税率での課税となり、必要経費も計上しやすい、等です。

それぞれの法人の概要は下記の通りです。

- **株式会社**：最も一般的に利用される会社形態で、知名度もあります。また、最低資本金制度が廃止され、資本金が１円でも設立が可能になるなど、１人で株式会社を設立することも容易になりました。また、複数の人が出資して事業を行う場合や出資する人と経営する人が別の場合等に、より適した会社形態であるともいえます。
- **合名会社**：もっとも組合に近い会社形態で、少人数で比較的小規模な事業を行うには適しています。直接無限責任を負う無限責任社員のみからなる会社で、旧法では、社員は２名以上必要でしたが、１名のみでも設立、存続が認めらました。
- **合資会社**：小規模な事業を行うための会社形態で、合名会社との違いは、出資を限度とする責任のみを負担する有限責任社員と、無限責任社員からなることです。
- **合同会社**：会社法により新たにできた会社形態です。有限責任社員のみで構成され、かつ組織の内部自治を認める会社で、創業やジョイントベンチャーでの活用が期待されています。

設立の手続きについては会社の形態により違いますので、関係機関にお問い合わせください。

関連情報

法務省（会社法）……http://www.moj.go.jp/

Q93 会社組織にして輸入ビジネスを始めたいと考えています。必要な手続きの概略を教えてください。

A93

株式会社を例に、会社設立の手続きの概略を説明します。

１．創業メンバーの決定
発起人や設立時の取締役を決定します。取締役数は１人以上必要となっています。

２．事業内容、会社名（商号）と所在地の決定
会社の事業内容や目的、会社名を決定します。事業内容や目的は後ほど定款（会社の組織や活動を定めて記載するもので、会社設立の書類の中で最も重要な文書）にも記載する必要があります。所在地は事業所の場所や経営者の自宅を本店とする場合が多いようです。

３．定款作成と公証人認証
定款を作成し、商号（必要に応じて法務局での類似商号調査）や本店の所在地、目的（事業内容）、資本の総額などを記載します。目的は明確かつ具体的に記載しなくてはならないなど、いろいろな表現上の制限があります。定款は作成後、公証人による認証を受けます。

４．出資金の払込・保管証明取得
取引を決めた金融機関に出資金を払込み、募集設立の場合は保管証明書を発行してもらいます。

５．登記申請書類等の作成
設立登記申請の際には、登記申請書、発起人の同意書、取締役選任及び本店所在場所決議書、取締役の就任承諾書、取締役の印鑑登録証明書等の書類が必要となります。

６．法人設立登記申請
登記申請書、上記５で作成した書類及び定款等を添えて、法務局に提出します。

７．税務署への届出
会社設立の日から２ヶ月以内に①法人設立届出書を、３ヶ月以内又は第１期の決算日の前日のいずれか早い日までに②青色申告承認申請書を所轄の税務署に届出ます。本店　所在地が東京23区内の場合は、15日以内に「事業開始等申告書」を都税事務所に、東京23区以外の場合はおおむね１ヶ月以内に「法人設立等申告書」を都道府県税事務所と市町村役場に提出します。税金面では、法人税、法人住民税、事業税、場合によっては消費税がかかります。その他、社会保険や雇用保険関係の様々な届出書を年金事務所や公共職業安定所、労働基準監督署に速やかに提出しなくてはいけません。

設立や、設立後の手続に必要な書類や手数料は、会社の種類によって異なります。詳細は、登記に関しては法務局、公証役場、開業届に関しては税務署、社会保険関係の届出は年金事務所、雇用関係は公共職業安定所、労働基準監督署等にお問い合わせください。

関連情報

法務省（会社法）……http://www.moj.go.jp/
日本公証人連合会……http://www.koshonin.gr.jp/
日本年金機構……http://www.nenkin.go.jp/index.html
厚生労働省（公共職業安定所＝ハローワーク）……http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html
厚生労働省（労働基準監督署）……http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/index.html

Q94 業種によっては開業にあたり届出や許可等が必要と聞きましたが、どのようなものがありますか。

A94

主な許可や届出

開業にあたって許認可が必要な事業はたくさんあります。下記はそのごく一部です。資格を持っていなければ開業できないものや、許可をもらうのに時間がかかるものもあります。また、開業する地域や自治体等によって条件が異なる場合もありますので、必ず早目に確認し、余裕を持って準備しましょう。

業種	手続き	担当官公庁等
飲食店営業 食肉、魚介類等販売業 菓子、惣菜等製造業	食品衛生法に基づく許可	保健所
動物の販売を行う者 ペットショップ	動物愛護管理法に基づく登録	都道府県または政令市の窓口
リサイクルショップ アンティークショップ 古本屋 上記のネットショップ	古物営業法に基づく許可	営業所所在地を管轄する警察署に古物商許可を申請
化粧品の輸入販売	薬事法に基づく許可	営業所所在地の都道府県薬務課に化粧品製造販売業、化粧品製造業を申請
酒類販売	酒税法に基づく免許	税務署

（注）「古物」とは、使用されたもの、新品でも使用のため取引されたもの、またはこれらのものに幾分の手入れをしたもので、古物営業法施行規則で１３品目に分類されています。自分が海外で購入したものを販売する場合や、自分の古着を販売する場合は、古物商許可は不要です。また、ネットショップで古物取引を行う場合は、URLを公安委員会に届け出ることになっており、その一覧は公安委員会のホームページに掲載されます。
Q28もご参照ください。

（⇒ 動物の輸入については、Q51参照）
（⇒ 化粧品の輸入販売については、Q33参照）
（⇒ 酒類の輸入販売については、Q12参照）

Q95 海外企業から日本へ食品を輸出したいので有効な販売チャンネルを教えてほしいとリクエストされました。国内の食品流通経路の概要を教えてください。

A95

複雑な流通経路

日本国内での加工食品の流通は、従来から、いくつもの経路や仲介者を経て消費者に至る複雑な経路をとるといわれています。例えば、流通大手の店舗で販売したい場合には、まずその流通大手と取引のある食品卸売業者に納入することが必要になります。そして、小売業者や流通業者の店頭における製造業者の広報・宣伝などの販売促進の努力の結果、初めて店頭に品物を並ぶといったケースも少なくありません。

食品の流通における食品卸売業者の役割はたいへん大きいものとなっています。各製造業者から多種類の商品を仕入れて品揃えし、欠品なく安定して小売業者に供給し、物流面でも小売業者のニーズに応じて効率よく配送を行う等の機能があります。また、決済面でも小売業者から代金を回収することで、製造業者と小売業者双方の決済リスクを少なくしています。このような実質的な機能だけでなく、現在では小売業者サイドへは商品情報の提供や売り場の提案等、製造業者へは消費者ニーズの情報提供等を行う役目を果たしているケースもあります。

海外の企業が日本の食品市場に売り込みをする場合には、まず食品卸売業者に取引してもらうことを目標にすることがよいでしょう。毎年１回幕張メッセで開催される「FOODEX」は、日本における食品見本市としては最大規模のものです。このような見本市に出展して、食品卸売業者や食品製造業者と商談を行うことがたいへん重要となります。

日本の消費者志向

食品分野での日本の消費者志向は多様化が進んでいます。日常生活で和食から中華、洋食、エスニック等さまざまな種類の食品を取り入れるだけでなく、昨今では健康志向や食の安全への関心度が高いため、無添加食品、有機食品や保健機能食品等にまでニーズが広がっています。海外企業が現地で販売して好評な商品でも、味、色、容量、サイズ、添加物等が日本の消費者のテイストに合っていなければ、参入することはなかなか困難です。市場参入を決定する前に充分なマーケット調査を実施し、消費者のニーズとテイストに合った品物の研究・把握が必要です。

Q96 販売価格の設定をするにあたり考慮すべきポイントを教えてください。

A96

販売価格の設定

商品販売では、価格の設定は生命線となります。同種の商品の販売価格を調査し、ほぼ同程度なのか、価格帯に幅があるのかをまず知る必要があります。価格に大きな開きがあるとしたら、同種商品の品質、機能、素材、色の多様性などが背景となっている場合もあるでしょう。企業の戦略によっては、高価格帯の商品で多くの利益をあげるという事業計画になっているかもしれません。また、価格設定に忘れてならないのは、ターゲットである顧客層の感じる「値頃感」です。どんなに機能が優れていて高品質のものであっても、その顧客層にとって高値の花の価格設定では、店頭でのウィンドウショッピングの対象ではあっても購入までには至りません。

もちろん、仕入価格により販売価格が決まってきますが、販売ルートによっても違ってきます。輸入して直接小売販売するのか、他の小売店に卸売するのか、小売店や量販店などにある程度まとまった数量を販売するのかによって、仕入価格や販売価格、利益率も異なってきます。国内での販売価格（容量や容器を含め）を参考にして、販売計画（特に販売先や販売方法）を立て、資金計画や輸入原価計算などを基に小売価格を設定することになります。

商品代金以外の費用

ここで、輸入する場合の商品代金以外にかかる費用について考えてみます。貿易条件により異なりますが、FOBの場合だと、運送費と保険料がかかります。（CIFの場合は、商品代金に既に運送費や保険料が含まれています。）加えて、関税と消費税がかかります。原則的に、これらの費用は貨物が到着後すぐに支払うことになります。特恵受益国に指定されている国からの輸入では、品目によっては輸出国政府機関により発行された原産地証明書（Form A）を税関に提出すれば、無税あるいは協定税率よりも安い税率が適用されます。関税は、輸入仕入れコストに大きな影響を与えるので、税関等で事前に調べておくとよいでしょう。

船での貨物輸送については、コンテナ１本サイズでの輸送が最も割安になりますが、その他には、通関手数料や港での作業料などが発生しますので、手持ちの資金と相談しながら決める必要があります。

自分で倉庫等を所持していない場合は、倉庫料、そして国内での配送料も計算しておきましょう。売り先により倉庫料や配送料なども当然異なります。大口へ売り込むのであれば保管期間も少なく済み、配送料も割安になります。小売に近い販売であれば、保管期間も長く、配送料も割高になり、さらに出荷の手配なども頻繁になります。上記のことを参考にしながら、利益と販売価格を決めることになります。

Q97 卸売りを中心に販売したいと思いますが、どのような事業展開をしたらよいですか。

A97

卸売り事業の利点

小口輸入などの小規模海外取引で卸売り事業を展開することは、仕入れ規模や資金面から考えると、大規模な輸入を行っている企業に比べて困難な点が多いように思われます。

単価×売上数量で総売上高は決まりますが、売上数量が多いほど売上高が多くなるのは当然です。小口輸入では多品種多品目の商品を少量取り扱う業者は多いですが、ある特定の商品を大量に捌くことができれば、仕入価格や物流面でのコスト削減につながることは間違いありません。ポイントは、自分の得意な分野のある商品に特化し、取扱商品に特徴を持たせることです。そのためには、日本市場に合わせた商品作りやパッケージング、セールス・プロモーションなど、海外サプライヤーの理解と協力が必要になります。

資金について

また、売上増に比例して、資金面での自己負担も増加しますので、充分な資金の裏づけも必要になります。特に、輸入事業では商品仕入れ代金、関税、輸送費、在庫の負担など、輸出に比べて資金負担が大きいので、しっかりした資金計画を立てることが肝要です。

Q98 オンラインショップで販売するにあたり契約成立の時期等について教えてください。

A98

電子商取引及び情報財取引等に関する準則

ウェブショップのような電子商取引は従来とは違う商取引形態であるため、民法をはじめとする関係法律がどのように適用されるのか、解釈が明確になりにくい部分があります。そこで、経済産業省では指針として「電子商取引及び情報財等に関する準則」を設けています。

電子承諾通知が到達した時点

この準則によれば、ウェブショップのような電子商取引で契約が成立するのは「電子承諾通知が到達した時点」となっています。つまり、ウェブショップが消費者から注文メールを受け取り、ショップ側が注文を受けた旨の受諾通知メールを発信し、消費者にこの受諾通知メールが「読み取り可能な状態で」届いた時点が、契約成立時期となります。「読み取り可能な状態」とは、文字化け等していない状態のことを意味し、また「届いた時点」は相手のメールボックスに届いた時点を意味します。

最近では、消費者がオンラインで画面上の注文書に必要事項をインプットし、これを送信すると、店舗側から「注文を受け付けました」といった内容の画面が自動的に返信されるシステムを導入している場合も多く見受けられます。この場合、ショップ側からの受諾画面が表示された時点で、契約成立とみなされます。ただし、オンライン注文では、消費者が入力した内容に間違いがないことを確認できるよう、いったん「確認画面」を表示することが義務づけられています。

なお、インターネットを介したビジネスは未だ発展途上にあるため、今後の国際的なルールの状況、技術面での動向に応じて、この準則も適宜改正されていくものとされています。

関連情報

経済産業省商務情報政策局情報経済課「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」
……http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/ec/101008jyunsoku.pdf

Q99 製造物責任法（PL 法）について教えてください。

A99

製造物責任法

製造物責任法とは「製品の欠陥によって生命、身体又は財産に損害を被ったことを証明した場合に、被害者は製造会社などに対して損害賠償を求めることができる」法律です。具体的には、製造業者等が、自ら製造、加工、輸入又は一定の表示をし、引き渡した製造物の欠陥により、他人の生命、身体又は財産を侵害した時は、過失の有無にかかわらず、これによって生じた損害を賠償する責任があることを定めています。また、製造業者等の免責事由や期間の制限についても定めています。輸入品においては、輸入業者が製造業者と同様の責務を負うこととなっております。

同法では、製造物を「製造又は加工された動産」と定義していますので、不動産、未加工農林畜水産物、電気、ソフトウェアといったものは対象外となります。また、欠陥による被害がその製造物自体の損害に止まった場合であれば、この法律の対象になりません。このような損害については、現行の民法に基づく瑕疵担保責任や債務不履行責任等による救済が考えられます。

平成22年度の国民生活センターおよび全国の消費生活センター等が収集した製品関連事故に係る相談件数は12,402件、製造物責任訴訟の提訴件数は142件（国民生活センターが平成23年8月までに収集した分）となっています。相談件数のうち、生命、身体に被害が及んだ相談の製品別の件数トップは化粧品で、財産被害では空調・冷暖房機器でした。

輸入業者の役割

輸入事業者としては、安全性に一層の注意を払い、努力することが重要です。仕入先の海外の輸出業者から製品に関する情報を事前に入手しておくことは当然ですが、製品が到着してから国内市場に出荷する前に、事業者として品質管理や検品等の義務を果たす必要があります。また、表示や取扱説明書、アフターケアの充実により、製品販売後の被害の発生・拡大の防止に努めることも大切です。

事業者としては、PL保険に加入することも対策の一つとして考えるべきでしょう。中小規模の事業者の場合、各地の商工会議所や商工会を通じて団体PL保険に加入することもできます。詳細は各地の商工会議所や商工会の窓口でご相談ください。

関連情報

消費者庁「製造物責任法（PL 法）」について……http://www.consumer.go.jp/kankeihourei/seizoubutsu/pl-j.html
日本商工会議所（Web 商工会議所一覧）……http://www.cin.or.jp/cin-cgi/me_list99open.asp

Q100 消費生活用製品安全法について教えてください。

A100

消費生活用製品安全法は、「消費生活用製品」による一般消費者の生命または身体に対する危害の防止を図るために、「特定製品」の製造および販売を規制するとともに、製品事故に関する情報の収集および提供等の措置を講じています。「消費生活用製品」とは、“主として一般消費者の生活の用に供される製品”と定義されており、業務用として製造または輸入されている製品であっても、一般消費者がホームセンター等で容易に購入可能で、一般家庭でも使用できるような製品も含まれます。ただし、食品、船舶、自動車、医薬品等、他の法律による厳格な安全規制の対象になっている製品は除きます。

「消費生活用製品」によって「重大事故」が発生した場合、事故製品の製造・輸入事業者は、事故発生を知った日から10日以内に国に報告しなければなりません。国は、重大事故情報の報告を受け、一般消費者の生命または身体に対する重大な危害の発生および拡大を防止するために必要があると認めたときは、事故製品の名称・型式、事故の内容等を公表します。

消費生活用製品のうち、消費者の生命・身体に対して特に危害を及ぼす恐れが多い製品については、国が定めた技術上の基準に適合した旨のPSCマークがないと販売できません。PSCマークを表示しなければならない品目には、技術基準への適合性についての自己確認及び自主検査の実施、検査記録の作成・保存が義務づけられている「特定製品」と、その中でさらに第三者機関の検査が義務づけられている「特別特定製品」があります。

特定製品	PSC	家庭用の圧力なべ及び圧力がま	内容積が10リットル以下のものであって、9.8キロパスカル以上のゲージ圧力で使用するように設計したものに限る。
		乗車用ヘルメット	自動二輪車又は原動機付自転車乗車用のものに限る。
		登山用ロープ	身体確保用のものに限る。
		石油給湯機	灯油の消費量が70キロワット以下のものであつて、熱交換器容量が50リットル以下のものに限る。
		石油ふろがま	灯油の消費量が39キロワット以下のものに限る。
		石油ストーブ	灯油の消費量が12キロワット（開放燃焼式のものであつて自然通気形のものにあつては、7キロワット）以下のものに限る。

特別特定製品	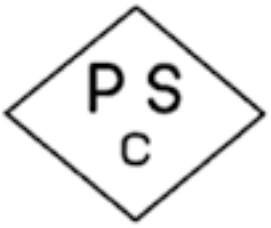	乳幼児用ベッド	主として家庭用において出生後24ヶ月以内の乳幼児の睡眠又は保育に使用することを目的として設計したものに限るものとし、揺動型のものを除く。
		携帯用レーザー応用装置(レーザーポインター等)	レーザー光（可視光線に限る。）を外部に照射して文字又は図形を表示することを目的として設計したものに限る。
		浴槽用温水循環器(ジェットバス24時間風呂)	主として家庭において使用することを目的として設計したものに限るものとし、水の吸入口と噴出口とが構造上一体となっているものであつて専ら加熱のために水を循環させるもの及び循環させることができる水の最大循環流量が10リットル未満のものを除く。
		ライター	たばこ以外のものに点火する器具を含み、燃料の容器と構造上一体となつているものであつて当該容器の全部又は一部にプラスチックを用いた家庭用のものに限る。

また、「消費生活用製品」のうち、経年劣化（長期間の使用に伴い生ずる劣化）により安全上支障が生じ、一般消費者の生命または身体に対して特に重大な危害を及ぼすおそれが多いと認められるものは、「特定保守製品」に指定されることになりました。

「特定保守製品」の製造・輸入事業者は、標準的な使用条件の下で使用した場合に安全上支障がなく使用することができる標準的な期間として設計上設定される「設計標準使用期間」、および経年劣化による危害の発生を防止するための点検を行うべき「点検期間」を設定し、点検に関する問い合わせ先等とともに製品に表示することなどが義務づけられています。

平成21 年4 月末現在、「特定保守製品」に指定されているものは、屋内式ガス瞬間湯沸器（都市ガス用およびＬＰガス用）、屋内式ガスふろがま（都市ガス用およびＬＰガス用）、石油給湯機、石油ふろがま、密閉燃焼式石油温風暖房機、ビルトイン式電気食器洗機、浴室用電気乾燥機の9品目です。

製品事故を防ぐために、輸入事業者はまず消費者に安全な商品を提供することに留意すべきでしょう。万が一、輸入した製品が原因で事故が起きた場合は、独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）に報告しなければなりません。

関連情報

経済産業省「消費生活用製品安全法」……http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/shouan/index.htm

巻末資料

1. 税関相談官連絡先一覧

2. 厚生労働省検疫所／食品等輸入届出受付窓口一覧

3. 農林水産省／植物防疫所一覧

4. 農林水産省／動物検疫所一覧

5. 通関業会一覧

6. 国税局所在地及び管轄区域一覧

1．税関相談官連絡先一覧

税関名	官署名	電話番号	住所
函館税関	業務部税関相談官	0138-40-4261	〒040-8561 北海道函館市海岸町24-4 函館港湾合同庁舎内
	札幌税関支署	011-231-1443	〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西10 札幌第２合同庁舎内
東京税関	業務部税関相談官室	03-3529-0700	〒135-8615 東京都江東区青海2-7-11 東京港湾合同庁舎内
	羽田税関支署 （旅客、手荷物）	050-5533-6962	〒144-0041 東京都大田区羽田空港2-6-4　CIQ棟内
	羽田税関支署 （航空貨物）	050-5533-6988	〒144-0041 東京都大田区羽田空港2-6-3 貨物合同庁舎内
	成田税関支署	0476-34-2128 ～9	〒282-8603 千葉県成田市古込字古込1-1 成田第２旅客ターミナルビル内
	成田航空貨物出張所	0476-32-6020	〒282-8603 千葉県成田市駒井野字天並野2159
	東京外郵出張所	03-5665-3755	〒136-0075 東京都江東区新砂3-5-14 郵便事業株式会社東京国際支店3F
	大井出張所	03-3790-6803	〒143-0001 東京都大田区東海4-1-10
横浜税関	業務部税関相談官室	045-212-6000	〒231-8401 神奈川県横浜市中区新港1-6-2 横浜第１港湾合同庁舎内
	大黒埠頭出張所	045-506-8313	〒230-0054 神奈川県横浜市鶴見区 大黒ふ頭15番地
	本牧埠頭出張所	045-625-5037	〒231-0811 神奈川県横浜市中区本牧埠頭２
	川崎外郵出張所	044-366-7766	〒210-0899 神奈川県川崎市川崎区南渡田町1-3 郵便事業株式会社川崎港支店1F
名古屋税関	業務部税関相談官室	052-654-4100	〒455-8535 愛知県名古屋市港区入船2-3-12
	清水税関支署	054-352-6117	〒424-8670 静岡県静岡市清水区日の出町9-1 清水港湾合同庁舎内
	中部空港税関支署	0569-38-7600	〒479-0881 愛知県常滑市セントレア1-1 中部空港合同庁舎内
	中部外郵出張所	0569-38-1524	〒479-0199 愛知県常滑市セントレア3-13-2 郵便事業株式会社中部国際支店内

税関名	官署名	電話番号	住所
大阪税関	業務部税関相談官室	06-6576-3001 ～5	〒552-0021 大阪府大阪市港区築港4-10-3 大阪港湾合同庁舎内
	関西空港税関支署	072-455-1600 ～1	〒549-0021 大阪府泉南市泉州空港南1 関西空港地方合同庁舎内
	南港出張所	06-6614-5345	〒559-0031 大阪府大阪市住之江区南港東7-1-41
	大阪外郵出張所	072-455-1850	〒549-8799 大阪府泉南市泉州空港南1 郵便事業株式会社大阪国際支店内3F
神戸税関	業務部税関相談官室	078-333-3100	〒650-0041 兵庫県神戸市中央区新港町12-1
	広島税関支署	082-505-6927	〒734-0011 広島県広島市南区宇品海岸3-10-7 広島港湾合同庁舎内
	六甲アイランド 出張所	078-857-0741	〒658-0033 兵庫県神戸市東灘区向洋町西1
	ポートアイランド 出張所	078-303-3419	〒650-0046 兵庫県神戸市中央区港島中町2-1
門司税関	業務部税関相談官	050-3530-8372	〒801-8511 福岡県北九州市門司区西海岸1-3-10 門司港湾合同庁舎内
	博多税関支署	092-263-8235	〒812-0031 福岡県福岡市博多区沖浜町8-1 福岡港湾合同庁舎内
	福岡空港税関支署	092-477-0101	〒812-0005 福岡県福岡市博多区大字上臼井606 福岡空港合同庁舎内
	福岡外郵出張所	092-663-6260	〒811-8799 福岡市東区蒲田4-13-70 郵便事業株式会社新福岡支店内
長崎税関	業務部税関相談官	095-828-8619	〒850-0862 長崎県長崎市出島町1-36
沖縄地区 税関	税関相談官	098-863-0099	〒900-0001 沖縄県那覇市港町2-11-1 那覇港湾合同庁舎内

出所：財務省税関ホームページ

2．厚生労働省検疫所／食品等輸入届出受付窓口一覧

検疫所名・課（官）名	住所	上段Tel番号 下段Fax番号	担当区域
小樽検疫所 食品監視課	〒047-0007 北海道小樽市港町5-3 小樽港湾合同庁舎	0134-32-4304 0134-25-6069	北海道（千歳空港検疫所支所の担当区域を除く。）
千歳空港検疫所支所 検疫衛生・食品監視課	〒066-0012 北海道千歳市美々 新千歳空港内	0123-45-7007 0123-45-2357	北海道（新千歳空港に限る。）
仙台検疫所 食品監視課	〒985-0011 宮城県塩釜市貞山通り3-4-1 塩釜港湾合同庁舎	022-367-8102 022-362-3293	青森県 岩手県 宮城県（仙台空港検疫所支所の担当区域を除く。） 秋田県 山形県 福島県
仙台空港検疫所支所 検疫衛生・食品監視課	〒989-2401 宮城県名取市下増田字南原 仙台空港新旅客ターミナルビル	022-383-1854 022-383-1856	宮城県（仙台空港に限る。）
成田空港検疫所 食品監視課	〒282-8691 千葉県成田市 駒井野字天並野2159	0476-32-6741 0476-32-6742	千葉県（成田市、香取郡多古町及び山武郡芝山町に限る。）
東京検疫所 食品監視課	〒135-0064 東京都江東区青海2-7-11 東京港湾合同庁舎	03-3599-1520 03-5530-2153	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 東京都（東京空港検疫所支所の担当区域を除く。）山梨県 長野県
東京検疫所 食品監視第二課	〒273-0016 千葉県船橋市潮見町32-5 船橋港湾合同庁舎	0474-37-1381 0474-37-1585	千葉県（野田市、柏市、流山市、松戸市、鎌ヶ谷市、船橋市、習志野市、浦安市、市川市及び東葛飾郡（沼南町）に限る。）
千葉検疫所支所 検疫衛生・食品監視課	〒260-0024 千葉市中央区中央港1-12-2 千葉港湾合同庁舎	043-241-6096 043-241-7281	千葉県（成田空港検疫所及び東京検疫所食品監視第二課の担当区域を除く。）
東京空港検疫所支所 検疫衛生・食品監視課	〒144-0041 東京都大田区羽田空港3-4-4 東京国際空港国際線 旅客ターミナルビル	03-5756-4857 03-5756-4859	東京都（東京国際空港に限る。）
川崎検疫所支所 食品監視課	〒210-0865 川崎市川崎区東扇島6-10 かわさきファズ物流センター	044-277-0025 044-288-2499	神奈川県（川崎市に限る。）
横浜検疫所 食品監視課	〒231-0002 横浜市中区海岸通1-1 横浜第二港湾合同庁舎	045-201-0505 045-212-0640	神奈川県（川崎検疫所支所の担当区域を除く。）
新潟検疫所 食品監視課	〒950-0072 新潟市中央区竜が島1-5-4 新潟港湾合同庁舎	025-244-4405 025-241-7404	新潟県
新潟検疫所 食品監視課小松空港分室	〒923-0993 石川県小松市浮柳町ヨ50番地先 小松空港ターミナル	0761-21-3767 0761-21-3872	富山県 石川県
名古屋検疫所 食品監視課	〒455-0045 名古屋市港区築地町11-1	052-661-4133 052-655-1808	岐阜県 愛知県（中部空港検疫所支所の担当区域を除く。）
清水検疫所支所 統括食品監視官	〒424-0922 静岡市清水区日の出町9-1 清水港湾合同庁舎	054-352-4540 054-353-1364	静岡県
中部空港検疫所支所 食品監視課	〒479-0881 愛知県常滑市セントレア1-1 中部空港合同庁舎	0569-38-8195 0569-38-8197	愛知県（中部国際空港に限る。）
四日市検疫所支所 検疫衛生・食品監視課	〒510-0051 三重県四日市市千歳町5-1 四日市港湾合同庁舎	059-352-3574 059-351-7666	三重県 和歌山県（新宮市及び東牟婁郡に限る。）

検疫所名・課（官）名	住所	上段Tel番号 下段Fax番号	担当区域
大阪検疫所 食品監視課	〒552-0021 大阪市港区築港4-10-3 大阪港湾合同庁舎	06-6571-3523 06-6575-1803	福井県 滋賀県 京都府 大阪府（関西空港検疫所の担当区域を除く）奈良県 和歌山県（四日市検疫所支所担当区域を除く。）
関西空港検疫所 食品監視課	〒549-0021 大阪府泉南市泉州空港南１番地 関西空港地方合同庁舎	072-455-1290 072-455-1292	大阪府（関西国際空港に限る。）
神戸検疫所 食品監視課	〒652-0866 神戸市兵庫区遠矢浜町1-1	078-672-9655 078-672-9662	兵庫県（神戸検疫所食品監視第二課の担当区域を除く。）岡山県 徳島県 香川県
神戸検疫所 食品監視第二課	〒658-0031 神戸市東灘区向洋町東4-16 神戸航空貨物ターミナル	078-857-1671 078-857-1691	兵庫県（神戸市東灘区及び灘区に限る。）
広島検疫所 食品監視課	〒734-0011 広島市南区宇品海岸3-10-17 広島港湾合同庁舎	082-255-1379 082-254-4984	広島県（広島空港検疫所支所の担当区域を除く。）愛媛県 高知県
食品監視課 境出張所	〒684-0034 鳥取県境港市昭和町9-1 境港港湾合同庁舎	0859-42-3517 0859-42-3613	鳥取県 島根県
広島空港検疫所支所 検疫衛生・食品監視課	〒729-0416 広島県三原市本郷町 善入寺字平岩64-31 広島空港ターミナルビル	0848-86-8017 0848-86-8030	広島県（広島空港に限る。）
福岡検疫所 食品監視課	〒812-0031 福岡市博多区沖浜町8-1 福岡港湾合同庁舎	092-271-5873 092-282-1004	福岡県（門司検疫所支所及び福岡空港検疫所支所の担当区域を除く。）佐賀県　長崎県（長崎検疫所支所の担当区域を除く。）熊本県 大分県
門司検疫所支所 統括食品監視官	〒801-0841 北九州市門司区西海岸1-3-10 門司港湾合同庁舎	093-321-2611 093-332-4129	福岡県（北九州市、直方市、飯塚市、田川市、山田市、行橋市、豊前市、中間市、遠賀郡、鞍手郡、嘉穂郡、田川郡、京都郡及び築上郡に限る。）
統括食品監視官 下関分室	〒750-0066 山口県下関市東大和町1-7-1 下関港湾合同庁舎	0832-66-1402 0832-66-8145	山口県
福岡空港検疫所支所 食品監視課	〒816-0051 福岡市博多区大字青木739 福岡空港国際線 旅客ターミナルビル	092-477-0208 092-477-0209	福岡県（福岡空港に限る。）
長崎検疫所支所 検疫衛生・食品監視課	〒850-0862 長崎県長崎市出島町1-36 （長崎税関庁舎内）	095-826-8081 095-826-8099	長崎県（壱岐市及び対馬市を除く。）
鹿児島検疫所支所 検疫衛生・食品監視課	〒892-0822 鹿児島県鹿児島市泉町18-2-31 鹿児島港湾合同庁舎	099-222-8670 099-223-5297	宮崎県 鹿児島県
那覇検疫所 食品監視課	〒900-0001 沖縄県那覇市港町2-11-1 那覇港湾合同庁舎	098-868-4519 098-861-4372	沖縄県（那覇空港検疫所支所の担当区域を除く。）
那覇空港検疫所支所 検疫衛生・食品監視課	〒901-0142 沖縄県那覇市字鏡水174	098-857-0057 098-859-0032	沖縄県（那覇空港に限る。）

出所：厚生労働省輸入食品監視業務ホームページ

3．農林水産省／植物防疫所一覧

横浜植物防疫所

所在地：〒231-0003　神奈川県横浜市中区北仲通5-57　横浜第２合同庁舎内
連絡先：庶務課　tel 045-211-7150　fax 045-201-2360
輸入関係　tel 045-211-7152～4　fax 045-211-0611
輸出・国内関係　tel 045-211-7155　fax 045-211-2171

名古屋植物防疫所

所在地：〒455-0032　愛知県名古屋市港区入船2-3-12　名古屋港湾合同庁舎内
連絡先：庶務課　tel 052-651-0111　fax 052-651-0115（各部署共通）
輸入関係　tel 052-651-0112・0113・0132
輸出・国内関係　tel 052-651-0114

神戸植物防疫所

所在地：〒650-0042　兵庫県神戸市中央区波止場町1-1　神戸第２地方合同庁舎内
連絡先：庶務課　tel 078-331-2806　fax 078-332-2796
輸入関係　tel 078-331-2386・2376・4201　fax 078-391-1757
（輸入関係、輸出・国内関係共通）
輸出・国内関係　tel 078-331-2384

門司植物防疫所

所在地：〒801-0841　福岡県北九州市門司区西海岸1-3-10　門司港湾合同庁舎内
連絡先：庶務課　tel 093-321-1404　fax 093-332-5189
輸入関係　tel 093-321-2601　fax 093-332-5182
輸出・国内関係　tel 093-321-2809　fax 093-321-0481

那覇植物防疫事務所

所在地：〒900-0001　沖縄県那覇市港町2-11-1　那覇港湾合同庁舎内
連絡先：庶務課　tel 098-868-0715　fax 098-861-5500（各部署共通）
輸入関係　tel 098-868-2850
輸出・国内関係　tel 098-868-1679

出所：農林水産省植物防疫所ホームページ

4．農林水産省／動物検疫所一覧

事業所名	郵便番号	住所	電話	FAX	管轄場所
動物検疫所	235-0008	横浜市磯子区原町11-1	045-751-5973	045-751-5951	川崎／横浜港
北海道出張所	066-0012	北海道千歳市美々 新千歳空港国際線 ターミナルビル	0123-24-6080	0123-24-6091	新千歳／函館／帯広／釧路 旭川空港　稚内／苫小牧 室蘭港／小樽港／石狩湾港
仙台空港出張所	989-2401	宮城県名取市下増田字南原 仙台空港ターミナルビル	022-383-2302	022-382-5805	青森／秋田／仙台／山形 福島空港　八戸／石巻 仙台／塩釜／秋田 小名浜港
新潟空港出張所	950-0001	新潟県新潟市東区松浜町3710 新潟空港ターミナルビル	025-275-4565	025-270-9741	庄内／新潟空港 酒田／新潟／直江津港
東京出張所	135-0064	東京都江東区青海2-7-11 東京港湾合同庁舎	03-3529-3021	03-3529-3025	東京港 千葉港
清水出張所	424-0922	静岡市清水区日の出町9-1 清水港湾合同庁舎	054-353-5086	054-353-7634	静岡空港 清水港
成田支所	282-0004	千葉県成田市古込字古込1-1 第2旅客ターミナルビル	0476-34-2342	0476-34-2338	成田国際空港／茨城空港 鹿島／常陸那珂港
羽田空港支所	144-0041	東京都大田区羽田空港2-6-4 羽田空港CIQ棟	03-5757-9752	03-5757-9758	東京国際空港
中部空港支所	479-0881	愛知県常滑市セントレア1-1 CIQ棟5階	0569-38-8577	0569-38-8585	中部国際空港、三河港、 四日市港
小松出張所	923-0993	小松市浮柳町小松空港内	0761-24-1407	0761-24-1341	小松飛行場　富山空港 伏木富山／金沢港
名古屋出張所	455-0032	愛知県名古屋市 港区入船2-3-12 名古屋港湾合同庁舎	052-651-0334	052-661-0203	名古屋飛行場、名古屋港
関西空港支所	549-0011	大阪府泉南郡田尻町 泉州空港中1番地 CIQ合同庁舎	072-455-1956	072-455-1957	関西国際空港 和歌山下津港
小松島出張所	773-0001	小松島市小松島町外開1-11 小松島みなと合同庁舎	0885-32-2422	0885-32-2476	高知／高松／松山空港 徳島飛行場 高知／高松／松山 徳島小松島／今治港
神戸支所	651-0073	神戸市中央区 脇浜海岸通1-4-3 神戸防災合同庁舎	078-222-8990	078-222-8993	神戸空港 神戸／尼崎西宮芦屋／姫路 舞鶴港
大阪出張所	552-0021	大阪市港区築港4-10-3 大阪港湾合同庁舎	06-6575-3466	06-6575-0977	大阪港
岡山空港出張所	701-1131	岡山市日応寺1277 岡山空港ターミナルビル	086-294-4737	086-294-3275	岡山／鳥取／出雲空港 美保飛行場 境／水島港
広島空港出張所	729-0416	広島県三原市 本郷町善入寺字平岩64-31 広島空港国際線 旅客ターミナルビル	0848-86-8118	0848-86-8119	広島空港 広島港
門司支所	801-0841	北九州市門司区西海岸1-3-10 門司港湾合同庁舎	093-321-1116	093-332-5858	山口宇部／北九州 大分空港 関門／大分港
博多出張所	812-0031	福岡県福岡市博多区沖浜町8-1 福岡港湾合同庁舎	092-262-5285	092-262-5283	博多／唐津／比田勝 厳原港
福岡空港出張所	816-0051	福岡市博多区大字青木739番 福岡空港ビル	092-477-0080	092-477-7580	福岡／熊本／佐賀空港 八代／熊本港
長崎空港出張所	856-0816	大村市箕島町593 長崎空港ビル	0957-54-4505	0957-20-7113	長崎空港 長崎／伊万里港
鹿児島空港出張所	899-6404	鹿児島県霧島市 隼人町嘉例川字扇迫1590-5	0995-43-9061	0995-43-9066	宮崎／鹿児島空港　志布志 鹿児島／細島／川内港
沖縄支所	900-0001	那覇市港町2-11-1 那覇港湾合同庁舎	098-861-4370	098-862-0093	那覇／石垣港
那覇空港出張所	901-0142	那覇市鏡水174 那覇空港合同庁舎	098-857-4468	098-859-1646	那覇空港

出所：農林水産省動物防疫所ホームページ

5．通関業会一覧

業会名	住所	連絡先
東京通関業会	〒135-0064 東京都江東区青海2-7-11 東京港湾合同庁舎内	TEL：03-3529-0728～9 FAX：03-3599-1541
横浜通関業会	〒231-0001 横浜市中区新港町1-6-1 横浜税関新港分関内	TEL：045-201-0614 FAX：045-212-1992
神戸通関業会	〒650-0041 神戸市中央区新港町14-1 生活用品振興センタービル内	TEL：078-331-3996 FAX：078-331-1013
大阪通関業会	〒552-0021 大阪市港区築港2-1-2 第一大阪港ビル内	TEL：06-6573-3896 FAX：06-6573-3990
名古屋通関業会	〒455-0033 名古屋市港区港町1-11 名古屋港湾会館内	TEL：052-661-1223 FAX：052-653-8319
門司通関業会	〒801-0841 北九州市門司区西海岸1-3-10 門司港湾合同庁舎内	TEL：093-321-6212 FAX：093-321-6212
長崎通関業会	〒850-0862 長崎市出島町1-36 長崎税関内	TEL：095-820-7228 FAX：095-820-7234
函館通関業会	〒040-0061 函館市海岸町22-5 共栄運輸㈱ビル内	TEL：0138-42-5010 FAX：0138-42-5020
沖縄通関業会	〒900-0001 那覇市港町2-15-1 海那港運ビル内	TEL：098-866-6338 FAX：098-988-0995

出所：日本通関業連合会ホームページ

6．国税局所在地及び管轄区域一覧

国税局名	郵便番号	所在地	電話番号（代表）	管轄している都道府県名
札幌国税局	060-0042	北海道札幌市中央区 大通西10丁目 札幌第二合同庁舎	011-231-5011	北海道
仙台国税局	980-8430	宮城県仙台市青葉区 本町3丁目3番1号 仙台合同庁舎	022-263-1111	青森県　岩手県　宮城県 秋田県　山形県　福島県
関東信越国税局	330-9719	埼玉県さいたま市中央区 新都心1番地1 さいたま新都心合同庁舎 1号館	048-600-3111	茨城県　栃木県　群馬県 埼玉県　新潟県　長野県
東京国税局	100-8102	東京都千代田区大手町 1丁目3番3号 大手町合同庁舎3号館	03-3216-6811	千葉県　東京都 神奈川県　山梨県
金沢国税局	920-8586	石川県金沢市 広坂2丁目2番60号 金沢広坂合同庁舎	076-231-2131	富山県　石川県　福井県
名古屋国税局	460-8520	愛知県名古屋市中区三の丸 3丁目3番2号 名古屋国税総合庁舎	052-951-3511	岐阜県　静岡県　愛知県 三重県
大阪国税局	540-8541	大阪府大阪市中央区大手前 1丁目5番63号 大阪合同庁舎第3号館	06-6941-5331	滋賀県　京都府　大阪府 兵庫県　奈良県 和歌山県
広島国税局	730-8521	広島県広島市中区 上八丁堀6番30号 広島合同庁舎1号館	082-221-9211	鳥取県　島根県　岡山県 広島県　山口県
高松国税局	760-0018	香川県高松市天神前 2番10号 高松国税総合庁舎	087-831-3111	徳島県　香川県　愛媛県 高知県
福岡国税局	812-8547	福岡県福岡市博多区 博多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎	092-411-0031	福岡県　佐賀県　長崎県
熊本国税局	860-8603	熊本県熊本市 二の丸1番2号 熊本合同庁舎1号館	096-354-6171	熊本県　大分県　宮崎県 鹿児島県
沖縄国税事務所	900-8554	沖縄県那覇市旭町9番地 沖縄国税総合庁舎	098-867-3601	沖縄県

出所：国税庁ホームページ

貿易・投資に関するお問合せ先

ミプロ情報センター　貿易・投資相談 専用
Tel. 03-3989-5151　FAX. 03-3590-7585
相談時間：平日　午前10時30分～午後4時30分

発　行：（財）対日貿易投資交流促進協会（ミプロ）
〒170-8630　東京都豊島区東池袋3－1－3
ワールドインポートマートビル6階
Tel. 03-3971-6571　Fax. 03-3590-7585

本書の無断転写を禁じます。　2012年10月

小口輸入100問

2012

mipro